全国町村長大会

要　　望

令和８年 11 月18日

全 国 町 村 会

目　　次

1．大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化…… （1）

（復興庁・内閣府・防災庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省）

2．地方創生の推進…… （18）

（内閣官房・内閣府・厚生労働省・総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

3．町村自治の確立…… （21）

（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

4．町村財政基盤の確立…… （24）

（総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・デジタル庁）

5．デジタル化施策の推進…… （31）

（総務省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・財務省・法務省）

6．地方創生の実現に向けた国土政策の推進…… （35）

（国土交通省・総務省・法務省・内閣官房・財務省・農林水産省・経済産業省）

7．環境保全対策の推進…… （39）

（環境省・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）

8．地域保健医療対策の推進…… （44）

（厚生労働省・総務省・デジタル庁・財務省・文部科学省）

9．少子化対策とこども・子育て政策の推進…… （47）

（こども家庭庁・厚生労働省・デジタル庁・文部科学省・総務省・財務省）

10．障害者保健福祉施策の推進…… （51）

（厚生労働省・内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・文部科学省）

11. 介護保険制度の円滑な実施…… **(53)**

（厚生労働省・総務省・財務省）

12. 医療保険制度の安定運営の確保…… **(56)**

（厚生労働省・こども家庭庁・デジタル庁・総務省・財務省）

13. 国民年金事務の一元化の実現…… **(59)**

（厚生労働省・総務省）

14. 地域共生社会の実現…… **(60)**

（内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁）

15. 外国人との秩序ある共生社会の推進…… **(62)**

（内閣官房・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・警察庁）

16. 教育施策等の推進…… **(63)**

（文部科学省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省・デジタル庁）

17. 農業・農村対策の推進…… **(68)**

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省）

18. 林業・山村対策の推進…… **(80)**

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省）

19. 水産業・漁村対策の充実…… **(86)**

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省）

20. 道路・河川、生活環境等の整備促進…… **(91)**

（国土交通省・総務省・財務省・農林水産省・環境省）

21. 地域商工業振興対策等の推進…… **(94)**

（経済産業省・農林水産省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省）

22. 観光施策の推進…… **(98)**

（国土交通省・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・環境省）

23. 町村消防の充実強化…… **(101)**

（総務省・財務省）

24. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化…… **(102)**

（総務省・警察庁）

25. 参議院議員選挙における合区の解消及び公職選挙制度の改善…… **(103)**

（総務省・財務省）

26. エネルギー対策の推進…… **(105)**

（経済産業省・財務省・農林水産省・環境省）

27. 過疎対策等の推進…… **(108)**

（総務省・内閣府・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

28. 豪雪地帯の振興…… **(111)**

（国土交通省・総務省・農林水産省・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省）

29. 半島地域の振興…… **(112)**

（国土交通省・総務省・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）

30. 離島地域の振興…… **(114)**

（国土交通省・総務省・内閣府・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）

31. 人権擁護の推進…… **(116)**

（法務省・内閣府・総務省・厚生労働省・国土交通省）

32. 米軍機による低空飛行訓練について…… **(118)**

（外務省・防衛省）

33. 北方領土の早期返還…… (119)

（内閣府・内閣官房・外務省）

34. 竹島の領土権の確立…… (120)

（内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省）

35. 尖閣諸島海域における領海侵犯…… (121)

（内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省・国土交通省）

36. 国民保護・安全対策等の推進…… (122)

（内閣官房・総務省・外務省）

１．大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

（復興庁・内閣府・防災庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・経済産業省・文部科学省・環境省・防衛省）

東日本大震災から15年が経過する中、国は令和８年度以降の５年間を「第３期復興・創生期間」と位置付け、これまで以上に力強く復興施策を推進していくこととしているが、地震・津波被災地域では、被災者の心のケア等、中長期的取組が必要な課題があり、東京電力福島第一原発事故の影響を受けた地域では、いまだ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれている。

また、甚大な人的・物的被害をもたらした令和６年能登半島地震や令和８年熊本地震の被災町村では、全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところである。

さらには、近年頻発する記録的な豪雨や、大型台風、大雪、林野火災により、人的・物的に甚大な被害が発生するとともに、産業や観光業等に多大な影響が生じており、これらの災害の被災地の復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

我が国は、地震列島であり、急峻な山地や河川が多く、災害を受けやすい国土であることから、その被害を最小限にとどめるため、大地震やその後の台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。そのためには、防災庁が司令塔となり、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応に、一層積極的に取り組んでいかなければならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

Ⅰ．東日本大震災からの復興

1．「第３期復興・創生期間」における万全な財政支援制度等

「第３期復興・創生期間」においても、引き続き、財政基盤の脆弱な被災町村が、復興事業を着実かつ円滑に推進できるよう、国は、新たな「基本方針」（令和７年６月 20 日閣議決定）に基づき、万全な財政措置を講じること。

復興庁については、被災町村の意見を十分に踏まえ、必要な事業が確実に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに、復興庁を司令塔として全省庁体制で復興及び諸課題解決に取り組む体制を構築すること。

2．復興特別所得税の税率引下げ及び課税期間の延長を行うこととされたが、復興事業の着実な実施に影響を及ぼすことがないよう、引き続き国は責任をもって復旧・復興に要する財源を確実に確保すること。

3．医療・福祉サービスの確保等被災者・避難者への支援

（１）被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うこと。

（２）高齢者をはじめとする被災者・避難者、児童・生徒及び教職員の心のケアについて、十分な支援を行うこと。

4．地域産業の復興支援

（１）農林水産業の復興事業の完了後も、大震災により大きな被害を受けた地域においては、人口減少・高齢化が大きな課題である。担い手確保や施設の整備等、引き続き国による支援を継続すること。

（２）東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害により、日本産食品の輸入停止、又は証明書を要求する国・地域が、現在でもなお多数に及んでいるため、放射性物質を迅速かつ効率的に検査する方法を開発するとともに、諸外国による輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉を強力に推進すること。

（３）被災した事業者の二重債務問題等の解決に向け、引き続き債権買取支援等を行うため、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業及び中小企業

再生支援事業を引き続き継続すること。

5．復興事業については、復興が完了するまでの間、現地の意見を十分に踏まえ着実に推進すること。

6．被災市町村への人的支援

被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。

Ⅱ．原子力災害対策

1．原子力災害からの復興

「第３期復興・創生期間」においても、原子力災害からの復興・再生が実現するまで、引き続き、深刻化・複雑化する課題等に対し、現場の実情に応じてきめ細かく対応するとともに、国が前面に立ち最後まで責任をもって福島の復興に取り組むこと。

また、地元の声を丁寧に聞きながら復興需要を把握し、今後も切れ目なく安心感をもって中長期的に復興を進めることができるよう、復興特別会計等による予算措置を継続し、復興を支えるための制度を講じること。

2．福島第一・福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の安全確保

（1）福島第一・福島第二原子力発電所の全基廃炉に向けた取組を安全かつ確実に進めること。特に、福島第一原子力発電所の廃炉に当たっては、中長期ロードマップ等の目標達成や進捗管理に着実に取り組むとともに、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組み、そして確実に結果を出すこと。

また、現状では原子炉内部の状況についてなお十分な把握がなされていないことから、現行の中長期ロードマップは、本格的なデブリの取出し方法や、取出し後の一時保管、県外処分の在り方などが明確にされていないことから、それらプロセスを具体化した精緻なロードマップを策定すること。

（2）使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国の責任に

おいて、燃料デブリの保管方法や県外における放射性廃棄物の処分方法の議論を進め、福島県外において適切に処分すること。

（３）今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に安心して働くことのできる環境の整備を一層進めること。

３．ALPS 処理水の海洋放出に関する責任ある対応

（１）処理水の海洋放出は、廃炉が完了するまでの長期間にわたることから、希釈放出設備の適切な維持管理による安全性の向上やトラブルの未然防止に取り組むことに加え、処理過程の透明性を確保した上で確実に実施するとともに、地元関係者等の立会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を一層講じること。

また、設備や環境モニタリングの値などに異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止するとともに、正確で分かりやすい情報発信を行うこと。

（２）トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果に加え、処理水に含まれる放射性物質の濃度や希釈放出設備の運転状況などについて、正確で分かりやすい情報発信を継続的に行うこと。

また、IAEA 等の国際機関と連携し、第三者による監視と透明性を確保し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信するなど、国内外の理解醸成に向け、不断の取組を行うこと。

（３）農林水産業や観光業をはじめ、幅広い業種に対する風評対策に責任をもって取り組むとともに、対策の効果などを確認し、支援内容の見直しや追加対策を柔軟に講じること。

また、対策を講じても風評被害が発生した場合には、一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく、国が最後まで責任をもって、迅速かつ確実な賠償を行わせること。

（４）処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制させること。

また、トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むとともに、実用できる処理技術が確認された場合は、速やかに活用を図ること。

４．住民帰還に向けた環境整備と被災者等への支援の充実

（１）避難指示を受けた住民全てが将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開・営業継続、道路整備、地域公共交通網の構築、魅力ある働く場づくりなど、帰還に向けた環境整備を更に促進すること。

特に、保健医療福祉を担う人材不足が依然として深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

（２）避難指示が解除された市町村への移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に向けた予算を十分確保するとともに、魅力あるまちづくりへの支援を行うこと。

（３）特定復興再生拠点区域については、避難指示解除後も引き続き、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく拠点づくりを確実に進めるために必要な予算を十分に確保するとともに、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるよう支援すること。

また、現場保管が続く 8,000Bq/kg 以上の建設発生土について、早急に中間貯蔵施設への搬入を決定すること。

（４）特定帰還居住区域については、避難が長期化したことによる住民の個別の事情や地元自治体の意向を十分に踏まえながら、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、早期の避難指示解除に向けた除染の確実な実施に加え、インフラ整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還意向のある全ての住民が一日も早く帰還できるよう責任をもって取り組むこと。

なお、帰還する住民の近隣に荒廃した土地・家屋等が残ることは、安全・安心な生活の妨げになることが想定されることから、森林や事業用

地を含め、残された土地・家屋等の取扱いについて、速やかに方針を示すこと。

（５）特定帰還居住区域において、営農意欲のある帰還住民が帰還と同時に安心して営農を再開できるよう、地域の実情や帰還住民の意向等を踏まえ柔軟に対応するとともに、営農再開に至るまでの過程で生じる市町村の事務負担の軽減を図ること。

（６）帰還困難区域における災害復旧及びインフラ整備に伴い発生する高線量の土壌等について、復興の妨げとなることがないよう、事業実施前に除染を行うなど国が責任をもって必要な措置を講じること。

（７）特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の区域外に残された土地や家屋の取扱いや森林・農村の適切な保全、避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題について、引き続き、地元町村と真摯に協議を重ね、その意向を十分踏まえながら、帰還困難区域全ての避難指示を解除し、国が責任をもって復興させること。

（８）避難指示解除区域における防犯・防火対策を更に強化するため、十分な支援を講じること。

（９）避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め、甚大な被害を及ぼしていることから、住民帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講じること。

（10）災害時要配慮者である高齢者や障害者、乳幼児などに対する見守りや心のケア等の取組への支援を強化すること。

（11）子ども・被災者生活支援法に基づく施策の実施に当たっては、被災者の意見や地域の実情に十分配慮し、真に被災者が必要とする施策を講じること。

また、放射性物質の健康に対する影響は将来的に顕在化するとされているため、福島県や影響が及んでいる他の地域の住民に対する健康検査や疾病予防、治療等に万全の措置を講じること。

(12) 全国の児童生徒及び国民が放射線や福島県の実情に係る知識を正しく理解することができるよう、福島特措法に基づき、教育委員会や学校が行う取組への支援をしっかりと行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進すること。

(13) 原子力災害地域での企業誘致を更に促進させるため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金について、十分な予算を確保するとともに、市町村の意見を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用を行うこと。

(14) 避難地域において、仮置場返地後及び除染後の農地において、営農再開に支障を来す事案が生じた場合は、適切な追加的措置を速やかに講じること。

(15) 避難地域等の営農再開の状況に応じてきめ細やかに支援できるよう、営農再開関連事業について、十分な予算を確保し、着実な農業の復興・創生を図ること。

(16) 東日本太平洋沿岸地域を中心とした水産業が震災前の水準まで回復に至っていない現状を踏まえ、水産関係事業者が安心して生業を継続し次世代へ確実につないでいけるよう、生産から流通、消費に至る水産業全体を捉えた総合的かつ強力な対策を引き続き講じること。

また、長期的な視点に立ち十分な予算を確保するとともに、情勢の変化に対応し、必要な対策を講じること。

5．被害の実態に見合った賠償と賠償請求未了者への周知等

原子力損害の賠償に当たっては、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行わせること。

また、賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談等をはじめ、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。

さらに、放射性物質に係る各種検査費用やそれに伴う人件費、風評払拭に向けた取組等の行政費用等、市町村が支払った経費についても、確実に負担させること。

6．フォローアップ除染の実施と放射性廃棄物処理の加速化

（1）フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施するとともに、必要な経費を確実に負担すること。

（2）帰還困難区域内森林の本格復旧に向けては、国が率先して国有林の森林整備及び国有林道復旧を早期に実施するとともに、放射性物質の影響を受けた森林での作業に係るガイドラインの遵守を徹底し、作業員の確保と放射線管理態勢を確立し、現場作業員の安心・安全の確保と人材確保への特段の支援を行うこと。

　また、農業用ため池の放射性物質モニタリングを継続するとともに、放射性物質対策や再対策のために十分な予算を確保すること。

（3）「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る実施計画」に基づき、除去土壌等の搬入を着実に進めるとともに、特定廃棄物埋立処分事業により処分される廃棄物を含め、国が責任をもって福島県内の放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。

（4）原子力政策を推進してきた国の責任において、除去土壌の復興再生利用の必要性、安全性等に対する国民的な理解・信頼の醸成に不断の取組を進めるとともに、全省庁が連携して、更なる実用途の創出を図り、国の責任で推進すること。

（5）国の責任において、除去土壌等の県外最終処分に向けた国民的な理解醸成に不断の取組を進めること。

　また、2035年を目途に除去土壌等の最終処分場候補地が選定されるに当たり、選定方針や工程を明確にするとともに、選定後の最終処分場の用地取得、建設、運搬等について、具体的なプロセスやスケジュール等を速やかに明示し、2045年3月までに福島県外での最終処分を完了させること。

7．風評払拭及び風化防止に向けた取組の強化

（1）「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」や「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、継

続的に実施している放射線リスクコミュニケーションの更なる推進を図るとともに、あらゆる機会を最大限に活用し、国内外に対する正確な情報発信を更に強化すること。とりわけ、福島県産品の販路回復・拡大やインバウンドを含めた観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた継続的な取組が重要であることから、市町村が行う取組への財政支援について、十分な財源を継続的に確保すること。

（2）生産から流通・販売までを総合的に推進するために必要な予算を十分確保すること。

また、流通実態調査を継続し、調査結果に基づいた流通関係団体への指導・助言、その他の必要な措置を講じるとともに、原子力災害により立ち後れているブランド力の確立・強化に十分な予算を確保すること。

（3）野生きのこ、山菜、ジビエ等の食品については、特別な区分の基準による対応を検討するとされたことから、これまでに蓄積されたデータや知見に基づく科学的な観点から、規制の妥当性を検証し、その結果を踏まえて基準値や出荷制限等の必要な見直しを行うこと。

8．福島イノベーション・コースト構想の更なる推進

（1）浜通り地域等の産業基盤の再構築を目指す国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」）の実現に必要な体制や財源などを十分に確保しながら、国全体での一層の連携強化の下、産業の集積や人材の育成、交流人口の拡大などの事業に取り組み、本構想の具体化を推進するとともに、本構想により生み出される成果を我が国全体へ波及させること。

（2）福島イノベ構想を更に推進するため、福島国際研究教育機構（以下、「F-REI」）については、世界に冠たる創造的中核拠点として、地域と連携し、世界最先端の研究開発や新産業の集積、人材育成等の機能を最大限に発揮できるよう、長期的な枠組みで十分な予算を別枠で確保するとともに、F-REIが長期・安定的に運営できるよう、総合的かつ安定的な支援を行うこと。

また、国際研究産業都市の形成に向け、研究者等が安心して生活できる生活環境等の充実に国が責任をもって取り組むとともに、県・市町村等が行う生活環境等の充実に必要な予算を十分確保し、全面的に支援すること。

9．原発の安全規制等の在り方

（1）原発の安全規制等については、原発行政に対する国民の不安と不信が払拭されていないため、国民の信頼回復に向け万全を期すこと。

特に、原発事故から得た教訓等を今後の安全規制や原子力政策に確実に反映させること。

（2）原発の再稼働に当たっては、電力需給の見込みだけで判断するのではなく、未曾有の自然災害等を想定した安全面の検証を徹底し、地元自治体や住民の納得を得た後に再稼働の是非を決めること。

（3）原発立地地域等の住民の安全・安心を確保するため、緊急避難用道路や災害用重機搬入路等を早急に整備するとともに、原子力防災対策の在り方について科学的知見に基づき見直すこと。

（4）有事に備えた原子力発電施設等の防護対策を強化すること。

Ⅲ．令和６年能登半島地震及び令和８年熊本地震からの復旧・復興対策

被災町村全てが一日も早い復旧・復興を果たしていくためには、国による強力な支援が不可欠であることから、下記事項について特段の措置を講じること。

1．被災者生活の早期再建

（1）応急仮設住宅及び賃貸型応急住宅にかかる立地要件、供与要件、家賃上限や入居期間等について柔軟に対応するとともに、災害公営住宅の速やかな整備に向けた支援を行い、住居が必要な被災者に対し、住まいを早期に確保すること。

（2）被災した宅地、擁壁及び土留めの復旧や危険ブロック塀の撤去、液状化した地盤の改良について、被災者の負担軽減に資する十分な財政支援

措置を講じること。

また、液状化被害が発生し、地盤の側方流動により宅地等の境界がずれた地域において、新たな境界を確定させた場合に土地所有者に多大な負担が生じることから、国が所有者に代わって登記を行うなどの措置を講じること。

（3）被災町村の人口減少が深刻化していることを踏まえ、住民の暮らしやコミュニティの再建など、創造的復興に向けたまちづくりを推進するための支援を行うこと。

2．人的支援の拡充

被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

3．社会インフラの早期復旧

（1）被災した道路・橋梁・トンネル・河川について、早期復旧を図ること。

特に、地域の産業・経済や地域住民の生活道路として大きな役割を担っている主要道路について、全面復旧に向け全力を挙げること。

（2）住民生活を支える生活用水を確保するために必要不可欠な上下水道や井戸については、早期復旧のために必要な支援を講じること。

4．医療・福祉に対する支援

（1）児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする福祉支援の必要な被災者の心のケアについて、十分な支援を講じること。

（2）被災地における医療・福祉サービスを継続するため、医療・福祉従事者の確保に係る支援を行うこと。

5．地域経済の早期復旧

農地・農業水利施設・農業用機械・漁港などの農林水産業関係施設・設備や、観光業・伝統産業をはじめとする中小企業等に甚大な被害が発生し、地域経済への深刻な影響が生じていることから、被災者が一日も早く元の生活を取り戻せるよう地域産業への十分な支援を行うこと。

特に、選果場などの共同利用施設については、一施設の被災が産地全体

の生産・出荷に影響することから、必要かつ十分な支援を行うこと。

6．地方交付税等による財政支援

被災町村の復旧・復興や被災者の生活再建に向けた取組を加速するため、物価上昇等の影響も踏まえ、補助制度の創設・拡充や地方負担に対する交付税措置の拡充などの財政措置を講じること。

Ⅳ．集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

1．重大な人的・物的被害をもたらす大規模地震のほか、近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者が発生し、河川の氾濫による大規模な浸水や土砂崩れ、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

したがって、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、農地、農業用施設等の小災害復旧事業に当たっては、早期復旧の観点から、激甚災害指定基準に満たないものや、農業従事者が行う復旧事業への町村の補助に対して財政措置を講じること。

2．災害復旧事業については、再度災害を防止するため、改良復旧による整備を積極的に推進するとともに、復旧事業の採択基準の緩和や災害査定等の手続きの簡素化など、早期の復旧に取り組めるよう柔軟な対応を図ること。

3．非常時における電源や通信確保のための資機材の整備を図るとともに、電気、ガス、上下水道等のライフラインや交通インフラの早急な復旧のための連携体制を強化すること。

また、住宅の応急修理等に対する支援対象条件の拡大や、被災児童・生徒に対する学用品の給与に係る限度額の引上げ等、災害救助法における応

急救助内容の拡充を図ること。

4．被災市町村に対する職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

5．大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理計画策定や協定締結等に対する支援を強化するとともに、処理費用等については、被災町村の負担とならないよう、財政措置を含めた万全の支援措置を講じること。

6．大規模災害時に生じる内水氾濫等の対策については、継続的な事業運営が実施できるよう、雨水排水対策事業に要する経費に対し、財政支援の強化を図ること。

7．近年、全国各地で甚大な被害をもたらす災害が頻発していることから、災害からの早急な復旧・復興のため、長期的な視点に立った恒久的財源としての「復旧・復興税（仮称）」の創設による基金の設置や「災害復旧国債（仮称）」の創設等、税財源の確保を検討すること。

8．被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、被災地の実情に応じて適用期間を延長すること。

9．被災者生活再建支援法について、同一災害による被災者世帯の公平を期すため、「10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」などの適用要件を見直すとともに、支給額を増額すること。

さらに、対象となる被災世帯を「半壊」など日常生活に大きな支障が生じる世帯にも拡大すること。

10．災害に係る住家被害認定調査については、迅速かつ公正な認定が可能となるよう、調査手法の統一や判定方法の更なる簡略化等を図ること。

また、住家被害調査機能を搭載した被災者支援システムを構築するとともに、導入・利用に対する財政支援を充実させること。

Ⅴ．全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化

1．「災害対策基本法」「大規模災害からの復興に関する法律」「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本

法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的財政的支援を行うこと。

また、頻発化する豪雨・大型台風等の風水害や火山災害等、広域化・激甚化する自然災害に対応する必要な法制度・対策を整備すること。

2．国土強靱化基本計画及び第１次国土強靱化実施中期計画に基づく施策については、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置するとともに、事業を着実に実施できるよう、資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ、安定的かつ十分な財源を確保すること。

3．大規模停電や交通インフラの寸断等の発生は、エネルギーの供給や輸送・物流を阻害し、災害による直接的な被害を受けた地域以外でも住民の生活に多大な影響を及ぼすことから、連鎖的な被害が発生しないよう万全な対策を講じること。

4．災害時に避難所として使用される体育館等における耐震化、空調設備の設置、非常用電源の整備や、災害対応の中枢的役割を担う役場庁舎の建替え・耐震化に対し財政支援を強化すること。

5．避難所における TKB（トイレ・キッチン・ベッド）等について、必要に応じ早急に確保・供給できる体制を平時から整備するなど、避難生活環境の改善に向けた取組を強化すること。

また、酷暑期や厳冬期の発災に備え、熱中症対策・寒冷対策に資する物資の備蓄を強化するなど万全の措置を講じること。

6．非常用物資の購入に要する経費については普通交付税により措置されているが、地域によっては大規模災害時には、道路の寸断等が発生し、支援物資の搬入に時間を要することが想定され、より多くの物資を備蓄する必要があるため、十分な財政支援措置を講じること。

7．災害関連死を防止するため、在宅避難者や車中泊避難者の把握・見守り、被災者に対する医療・福祉サービス及び心のケアの提供について十分

な支援を講じること。

8．町村では技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念があることから、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

9．「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充し、引き続き十分な財源を確保すること。

10.「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、全国的な防災・減災事業を確実に実施する必要があることから、引き続き十分な財源を確保すること。

11. ハザードマップの作成及び更新等には多額の費用や長期にわたる作成期間を要することから、ハザードマップの作成等に対する財政的・技術的支援の拡充を図ること。

12. 個別避難計画の策定については、介護支援専門職や福祉専門職との連携が重要であることから、国における連携体制の構築及び財政支援の拡充を図ること。

13. 地方公共団体の庁舎等について、災害時の人命救助で重要とされる 72 時間以上稼働が可能な非常電源装置等の整備及び機器の更新や燃料タンクの増設に対する財政支援の強化を図ること。

　また、災害時に非常用電源として公民館等の小規模施設でも活用できる電気自動車の購入等に対する財政支援を拡充すること。

14. 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震、津波、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

　また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう、必要額を確保すること。

15. 南海トラフ地震臨時情報について、平時からの周知・広報を強化するとともに、発表に当たっては、分かりやすく丁寧な情報発信を行うこと。

16. 地震防災対策用資産の取得促進に係る税制上の優遇措置の対象エリアを拡大すること。

17. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策を推進するため、宅地耐震化推進事業における補助率の嵩上げ及び補助要件の緩和を行うこと。

18. 災害救助法における救助実施市の指定に当たっては、都道府県と指定都市の連携体制の確認を確実に行うなど、広域的な災害時に必要な物資の供給、役務の提供等に不均衡が生じないよう万全を期すこと。

19. 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生のおそれがある老朽ため池や急傾斜地等の危険箇所の整備を推進するため、必要額を確保すること。

20. 火山地域の防災対策に万全を期すため、土石流対策として火山砂防事業及び緊急防災減災対策総合治山事業を推進すること。

21. 固定電話、携帯電話等の基地局等通信施設の防災機能を強化すること。

また、衛星携帯電話の整備やＡＭ・ＦＭラジオの難聴地域の解消等、地域の防災力向上に対する十分な財政措置を講じること。

22. 災害対策基本法等に基づく緊急通行車両や指定避難所など、災害時における迅速な情報収集や住民への情報提供その他の災害対応の用に供される車両又は施設等に設置される受信設備については、「日本放送協会受信料免除基準」の対象に追加すること。

23. Ｊアラート・Ｌアラートをはじめ多様な情報提供手段を活用し、正確で迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

24. 災害時に倒壊し通行の障害等となり得るブロック塀等の撤去については、社会資本整備総合交付金の補助要件を緩和するとともに補助率の引上げを

行うこと。

25. 洪水発生時に堰き止めや崩落等被害拡大のリスクとなり得るいわゆる「勝手橋」など河川上の管理者不明工作物の撤去については、社会資本整備総合交付金の対象とするなどの財政措置を講じること。

26. 大規模災害に備えて地域の災害対応力を強化するため、防災を担う人材の確保・育成及び都道府県や市町村をはじめとする関係機関が連携して実施する訓練・研修の取組を積極的に推進するとともに、それらの取組が継続的に実施されるよう、必要な財政支援措置を講じること。

２．地方創生の推進

（内閣官房・内閣府・厚生労働省・総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

農山漁村地域は、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全など、国民生活に欠くことのできない重要な役割を担っており、人口減少による担い手不足が課題となる中においても、町村は引き続き地域を守っていく必要がある。

このためにも、町村が地域未来戦略を通じ、地方創生に資する取組を強力に推進することで、地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域社会を築くことが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

２．地域未来交付金については、地場産業の成長をはじめ、町村がこれまで進めてきた地方創生に資する事業に継続的に取り組めるよう、必要額を確実に確保するとともに、町村が実施する事業に対する十分な支援を講じること。

また、交付申請の要件とされている実施計画について、他の法令等に基づき作成している計画と内容が重複するものは、当該計画の添付により代替可能とするなど事務手続の簡素化を図ること。

３．都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、町村を積極的に支援すること。

４．農林水産業をはじめとした地域産業の持続的発展のため、担い手の所得向上に向けた支援、後継者等の育成・確保対策、事業承継対策や地方にお

ける起業支援策を積極的に推進すること。

また、農林水産業の６次産業化の強化、伝統産業や観光業など地域資源を活用した産業の振興により、地域産業の高付加価値化を支援すること。

５．地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、退任後の起業や伝統産業の事業承継の対象期間を延長するなど、支援の拡充を図ること。

また、「地域活性化起業人」や企業版ふるさと納税（人材派遣型）など外部人材活用の支援を拡充すること。

６．「地方創生人材支援制度」及び「地方創生伴走支援制度」については、希望する町村に適切な人材が派遣又は配置されるよう、必要な人材を確保すること。

７．地域づくりや地域の活性化に重要な役割を担うことが期待されている「関係人口」拡大と、地域との関係を深める支援の拡充を行うとともに、「二地域居住」の推進を図ること。また、サテライトオフィス、コワーキングスペースの整備、ワーケーション等を一層積極的に促進すること。

あわせて、デジタル技術を活用しながら多様な人材が地域で暮らし活躍できるよう兼業・副業を促進すること。

なお、「二地域居住」を推進する際に問題となるこどもの教育や住居などの支援策を拡充するとともに、住所地以外に居住する場合の問題点を明らかにした上で改善を図ること。

８．ふるさと住民登録制度

（１）制度趣旨等の国民への周知啓発を行うとともに、自治体が独自に行う情報発信やサービス提供に要する経費に対し十分な財政措置を行うなど必要な支援を講じること。

また、登録・管理システムは、登録者及び自治体双方が利用しやすいものとすること。

（２）ふるさと住民登録制度が関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化に資するものであることを踏まえ、プレミアム登録者による継続的

な担い手活動等を支援できるよう、登録先の自治体を訪れるための交通手段に係る経済的負担を軽減する観点から、特例控除対象寄附金制度について必要な措置を講じること。

9．現行の市街化調整区域制度等は人口増加・郊外スプロール化の時代を前提としたものであり、地方創生を進める上で、人口減少下での町村集落地域の再生・活性化の障害となる事態も生じていることから、移住・定住やリモートワーク等を推進する田園回帰の時代にふさわしい土地利用制度の見直し・柔軟化を図ること。

10. 地域課題の解決に向けた取組を行うため、地域運営組織を設立・運営する場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、地域運営組織の活動の活発化や、法人化した場合に必要となる人材の育成・確保について、各地域運営組織の実情に応じた支援を行うこと。

11. 特定地域づくり事業協同組合について、地域の実情に応じた円滑な設立・運営が図られるよう支援を充実するとともに、人材の確保・定着及び組合の安定的な運営に必要な財政措置を講じること。

12. 若者や女性の地域での就業を実現し都市と地方の所得格差を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。

13. 高校は地域コミュニティや地方創生の担い手を育成する拠点であることから、高校の魅力向上に取り組む地元自治体に対して、特段の支援策を講じること。

14. 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターに対する支援を行うこと。

また、大学の地域振興に役立つ知見を活かすため、大学と地域との連携の促進を図ること。

３．町村自治の確立

（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、国は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項を実現すること。

１．権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

（１）国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

（２）義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。

その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

（３）国が新たな制度を創設し、地方に事務負担や財政負担を求めるような場合は、事前に地方と十分に協議すること。

（４）法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、地方分権一括法の規定に基づき、安易に創設しないこと。

（５）国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、町村に対する調査・照会業務については、緊急性・必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

（6）地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。

特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。

（7）補助金や交付金の申請手続について、簡素化や様式の統一化を更に推進するなど、町村の事務負担の軽減を図ること。

（8）議会の議決を要する工事、製造及び財産取得の予定価格の下限額については、近年の物価上昇等の社会経済情勢を考慮し、見直しを行うこと。

（9）都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

2．地方分権改革に関する「提案募集方式」

（1）地方分権改革に関する提案募集については、個別の提案への対応に留まらず、関係府省が提案の趣旨を踏まえ、事務の廃止や統合、簡素化等、制度の横断的な見直しを進めること。

（2）移譲等の対象となる事務・権限については、財源不足が生じないよう、人件費を含め必要総枠を確保するとともに、必要な支援を行うこと。

3．地方自治法に規定された「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」における、国の指示権については、地方自治の本旨に則り、あくまで想定外の事態に対応する補充的なものとし、安易な行使は絶対に行わないこと。

また、行使に当たっては、地方と協議の上、現場の実情を踏まえた必要最小限の措置とするとともに、国の責任において財政措置を行うこと。

4．地方公共団体の長が意思表示できず、地方自治法第145条の規定に基づき本人の意思により退職の申し出を行うことができない場合の退職の在り方について、長又は議会の尊厳等に配慮しつつ、早急に検討を行うこと。

5．地方公務員の制度に関すること

（1）町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引上げ期間中についても、一定の新規採用職員の継続的な確保が図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。

（2）地方公務員の地域手当は、支給地域について都道府県単位を基本とすることとされたが、地域によってはなお近隣市町村間で支給割合に差が生じているほか、都市と地方の間で最大20％の過大な差が生じている。

　このことにより、町村の人材確保に支障を来す懸念があることから、地域手当の支給割合を含めて、地方公務員給与の格差の在り方について早期に検討を行うこと。

　また、地域手当を含めた都市と地方の賃金格差を是正するためにも、地方の民間賃金水準を向上させる施策を講じること。

（3）地方公務員の給与関係経費については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえると大幅な増額が見込まれるため、必要な地方財政措置を講じること。

6．市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

7．広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

8．道州制は導入しないこと。

9．第34次地方制度調査会で議論されている「特別市」について、町村に不利益が及ぶような場合は、制度化しないこと。

４．町村財政基盤の確立

（総務省・財務省・内閣府・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・デジタル庁）

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、町村の財政需要が増大している。

町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性の小さい安定的な地方税体系の構築や地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．町村税源の充実強化

（１）地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

①　国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

②　地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

（２）経済活動の東京への集中等により拡大する財政力格差や行政サービスの地域間格差を是正し、都市と地方がともに持続可能な形で発展できる

よう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた具体的な取組について検討すること。

（３）個人住民税の充実確保等

①　個人住民税の在り方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。

その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分任する性格を有することや応益課税の観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組みを踏まえること。

また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

②　個人住民税の基礎控除等に係る必要な対応の検討に当たっては、「地域社会の会費」的な性格を踏まえつつ、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じることのないよう十分留意するとともに、これらを考慮せず基礎控除等を政策的に引き上げることは、地方の税財源の重要性に鑑みて行わないこと。

（４）固定資産税の安定的確保

①　固定資産税については、町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

②　令和９年度の評価替えに当たっては、税収が安定的に確保できるようにすること。

③　土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。

④　税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを

行うこと。

特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

（５）地方消費税を含む消費税については、その４割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保すること。

また、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについては、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、地方特例交付金による補てんや地方交付税総額の確保など、万全の措置を講じること。

（６）就業者負担軽減支援金の支給に要する費用の国と地方の負担割合の決定に当たっては、地方の理解と納得が得られるよう、丁寧かつ十分な協議を行うとともに、仮に地方負担が生じる場合は、個々の町村の負担実態に応じて、見える形で確実に措置すること。

また、事務費やシステム改修等に要する経費については、全額国費で措置すること。

（７）電気・ガス供給業に対する法人事業税については、地方税収の安定化に大きく貢献しており、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され貴重な財源となっていることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。

（８）道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

自動車税及び軽自動車税を含む自動車関係諸税の在り方の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確実な確保を前提とすること。その際、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

また、揮発油税等の当分の間税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実

かつ早急に確保すること。

（９）市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源となっており、分煙施設の整備など望まない受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよう、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。

(10) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の７割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。

所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。

(11) ふるさと納税については、健全な運用が図られるよう、今後とも実態を踏まえながら、環境整備を進めること。

(12) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、全国の町村が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、その活用を一層促進するための環境を整備すること。

(13) 入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(14) 地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する見地から、更に整理合理化すること。

(15) 町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

また、全ての町村が基幹税務システムの標準化の取組を円滑に行えるよう、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。

２．地方交付税の充実確保等

（１）人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、「地方創生推進費」、「地域デジタル社会推進費」及び「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、委託費の増加や金利上昇を踏まえた公債費の増加等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

（２）地方一般財源総額については、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、強い地域経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することが「骨太の方針 2026」に明記されているが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。

（３）所得税の基礎控除等の見直しを行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

（４）臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

また、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

（５）税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村において、地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」は不可欠であるので、これを堅持すること。

（６）過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

（７）「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取組が必要であることを十分考慮すること。

（８）交付税特会借入金の償還については、償還計画のとおり確実に行い、財政健全化に努めること。

（９）地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。

(10) 基準財政需要額の算定について、そもそも行政コストの差は、人口や地理的な条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較になじまないことや、中山間地域や離島等では民間委託そのものが困難なところもあるなど実態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

(11) 業務改革の取組等の成果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論については、地方の努力により行政コストを下げ、その分地方の財源が減少することになれば、地方が自らの行政の無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブが阻害されることから、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

(12) 地方交付税は地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」(「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」) に変更すること。

(13) 地方交付税（地方共有税）は、国の一般会計を経由せずに地方交付税（地方共有税）特別会計に直接繰り入れること。

３．地方債の充実改善

（１）町村が、防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

　また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

（２）令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、事業期間を延長すること。

　また、対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。

（３）累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障を生じることのないよう、交付税措置率の引上げ等、万全の財政措置を講じること。

（４）過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する財源措置の充実を図ること。

５．デジタル化施策の推進

（総務省・内閣官房・内閣府・デジタル庁・財務省・法務省）

全国の町村が、それぞれの地域の個性・特性を最大限に引き出し、地域の持続性を追求しながら、かけがえのない存在であり続けるためには、デジタル化への対応は必須である。そのため、町村においては、自治体ＤＸやデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．地方公共団体の情報システム標準化について

（１）標準準拠システムへの移行については、特定移行支援システムの移行が円滑に進むよう、引き続き、経費等に関する相談体制に万全を期すとともに、移行に係る費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

（２）システムの運用費用については、多くの町村で移行前より大幅に増加しているため、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

（３）令和７年６月に取りまとめられた「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、運用経費の早期抑制に向けた取組を着実に推進すること。

（４）標準準拠システムの仕様については、事務に支障が生じているものについては速やかに改善を図るとともに、町村の意見を十分に踏まえた不断の見直しを図ること。また、改善に伴いシステム改修が必要となる場合は財政支援を講じること。

２．行政のデジタル化等

（１）町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当

たっては、財政規模が小さく自主財源の乏しい町村にとって、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

また、条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な措置を講じること。

（２）専門人材の確保・育成が課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。

（３）マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務の簡素化を図るとともに、交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限の到来による更新手続の集中が見込まれることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。

（４）マイナンバーカードの普及を更に促進するため、カードの利活用の機会を増やすなど住民がカード取得によるメリットを実感しやすい施策を展開すること。

あわせて、制度の安全・安定的な運用に向けて、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を整えること。

（５）マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担について、万全な地方財政措置を講じること。

（６）マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

（７）郵便局・コンビニなどにおける証明書の自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。

また、戸籍証明書の交付を安価に行えるよう、自治体基盤クラウドシステム（BCL）を活用した提供を可能とするとともに、それに伴う運用経費等は国において措置すること。

（８）戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加については、その趣旨や内容等を国の責任において国民に対し十分に周知すること。

また、必要な経費については、全て国が負担すること。

（９）公金収納における eLTAX の活用などデジタル化の推進については、システム改修費及び収納に係る経費等、これに伴って発生する経費については国の責任において確実に措置すること。また、人的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

(10) 町村において、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、その方針に基づく措置を実施する必要があることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。

(11) 町村がアナログ規制の点検・見直しを円滑に行うことができるよう、技術的・財政的支援を充実すること。

３．デジタル行財政改革における国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

（１）新たに共通化すべき業務、システムの候補の選定に当たっては、町村の意見を十分に聞き、反映させるとともに、既存の業務・システムと新たな業務により導入するシステムを分けて検討すること。

その際、標準準拠システムへの移行（進め方、費用、調整コスト）に対する十分な検証を行った上で検討を行うこと。

（２）町村においては、システム化により事務量やコストが増加する場合もあり得ることから、それぞれの実情に合わせて導入の是非を判断できるよう、自治体の規模に応じたコスト削減の効果や業務負担の軽減、費用対効果等を明確に示すこと。

（３）既に広域的な取組を行い、一定の成果を得ている場合には、その取組を尊重すること。

（４）新たなシステムを導入する際には、国の責任において確実に財源を確

保すること。構築費用等の初期費用のみならず、ランニングコストや更新費用についても十分に検証し、財政力の弱い町村も積極的に参加できるような仕組みを構築すること。

4．情報通信基盤の整備促進等

（1）情報通信インフラやこれを活用するためのシステム等の情報通信基盤については、国の責任において着実に整備を加速化すること。

（2）条件不利地域等において町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新に必要な支援を行うこと。

また、離島や中山間地域等不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。

あわせて、公設光ファイバ等の民間移行を推進する観点から、公設設備の譲渡を受ける事業者への財政支援についても拡充を行うこと。

さらに、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度については、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすること。

なお、地域課題の解決に資するローカル 5G の普及促進を図ること。

（3）町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

（4）地上デジタルテレビ放送の通信施設を公設で整備している町村に対して、更新に係る費用を国が支援すること。

5．新技術の導入

生成 AI をはじめとする AI 技術の急速な進展・普及を踏まえ、小規模町村であっても安全・安心に AI を活用できるよう、技術的・財政的支援を行うこと。

６．地方創生の実現に向けた国土政策の推進

（国土交通省・総務省・法務省・内閣官房・
財務省・農林水産省・経済産業省）

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備を図ることが基本であり、着実に推進していかなければならないが、とりわけ相対的に立ち後れている地域の国土基盤の整備や地域交通の再生・活性化は急務である。

さらに、今後の国土政策においては、人口減少･少子高齢化が続く中で、「持続可能な国づくり･地域づくり」「都市･農山漁村共生社会の実現」に向けて、全国のそれぞれの地域が、特性を活かした適切な役割を将来にわたって担っていけるよう、地方分散型で地方を重視した国土政策を強力に展開する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．国土政策の推進に当たっては、町村が、少ない人口ながら４割におよぶ広い国土を守り育み、伝統文化の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、国土の保全、災害危機対応など、国民生活にとって欠くことのできない極めて重要な役割を担い続けていることを踏まえ、「地方分散型の国づくり」や「将来にわたり持続可能で安全安心な地域社会」を実現することができるよう、各分野にわたる諸施策を積極的に展開すること。

２．国土形成計画（全国計画 令和５年７月閣議決定）において、目指す国土の姿として掲げられた「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、地域の魅力を高めて、地方への人の流れを作り出し、東京一極集中を是正する施策を推進すること。

また、「小さな拠点」をはじめ、地域運営組織（RMO）や特定地域づくり事業協同組合等の活動への支援等、個性ある地方の創生のための町村の

取組を積極的に支援すること。

3．地方創生を強力に推進する上で重要な高速自動車国道、一般国道、地方道等の連携による道路ネットワークを整備促進するとともに、長期安定的に必要な財源を確保すること。

4．地域公共交通の維持・確保

（1）中山間地域、過疎、離島、半島等の条件不利地域をはじめ、町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通等生活交通ネットワークの確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

（2）物価高騰や人件費増加の影響を受ける地域公共交通の確保・維持を担う事業者等に対する支援を拡充すること。

（3）町村において、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等は地域公共交通として欠かすことのできないものとなっていることから、地域の実情に応じた規制の見直しや町村の取組を支援するとともに、財政措置を充実強化すること。

なお、自家用車活用事業の実施を希望する地域に対し、円滑な導入に向けた支援措置を講じること。

（4）鉄道は沿線の町村にとって重要な地域公共交通であることから、生活路線のみならず観光路線として地域鉄道を維持するための補助経費や利用促進・活用を推進する取組に対し、十分な支援を行うこと。

また、地域の鉄道の在り方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける地方自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を講じること。

（5）地域公共交通確保維持事業費の補助要件となる地域公共交通計画の策定に対し、十分な支援措置を講じること。

5．町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役

割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

6．所有者不明土地対策の推進

（1）所有者不明土地の発生を予防する仕組みの更なる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について引き続き検討を行うこと。

（2）町村が住民の生活環境保全のために実施する財産管理人選任申立について、事務手続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負担の軽減を図ること。

7．土地基本方針に基づく個別施策の推進に当たっては、町村は土地に関する専門的な職員が少なく、財政的・人的にも対応が困難であることや地域の実態を踏まえ、新たな計画の策定や役割について、一律に義務付けを行わないこと。

8．町村が地籍調査を円滑に実施できるよう必要額を確保すること。

また、リモートセンシングデータの活用など新手法の導入に対し、技術的・財政的支援を充実強化すること。

9．空き家対策の推進

（1）町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、緊急安全措置（即時強制）の規定整備、借地上にある空き家対策等について積極的に検討を行うこと。

（2）行政代執行や略式代執行、緊急安全措置、財産管理人選任申立等、町村が実施する空き家対策に要する費用に対する財政措置を充実強化すること。

（3）移住・定住の環境整備を始め地方創生の観点からも空き家の有効活用は重要であることから、地域未来交付金等により、積極的に支援を行うこと。

また、全国的に空き家が増加している現状を踏まえ、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討する

こと。

さらに、空き家が放置されるのを防ぐ観点から、固定資産税等の住宅用地特例の在り方についても検討すること。

（4）空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係することがあるため、一体的に検討を行うこと。

10. 今後想定される大規模地震等に備えるため、社会資本整備総合交付金による住宅の耐震改修等に係る補助限度額を引き上げるとともに、必要額を確保すること。

11. 吹付アスベスト（非飛散性アスベストを含む）等が施工されている公共施設の老朽化等に伴う解体・改修事業に対する財政措置を充実強化するとともに、当該事業に係る処理基準や技術的な助言を、速やかに情報提供すること。

12. 近年、建設費の高騰等が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼすことのないよう、補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引上げを継続的に行うこと。

7．環境保全対策の推進

（環境省・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）

SDGsやパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても2050年カーボンニュートラル及び2030年、2035年、2040年温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取組が求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．脱炭素社会の推進

（１）豊富な天然資源を有する農山漁村は、再生可能エネルギーの宝庫であり、農山漁村の持つポテンシャルを最大限活かした取組を積極的に推進し、脱炭素社会の実現とともに、持続可能な農山漁村地域の発展に向けた対策を講じること。

（２）地域の脱炭素化に当たっては、企業や金融機関など関係主体の取組が円滑に行われるよう、国がイニシアティブを発揮すること。

（３）地域脱炭素推進交付金については、既に計画が採択されている地方自治体の取組が確実に実施されるよう、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、意欲ある町村を積極的に支援する制度を創設し、十分な財源を継続的、安定的に確保すること。

（４）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の導入や断熱改修の推進等により、住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、効果的な支援策を検討すること。

（５）2035年に乗用車の新車販売で電動車100％の実現が表明されたことを踏まえ、充電インフラの整備について、補助要件の大幅拡充など、更

に積極的に設置を進めること。

2．地球温暖化対策の推進

（1）町村における地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に当たっては、専門的な知見や財源不足等が懸念されることから、地域の実情に十分配慮し、町村に過度の負担が生じないよう技術的人的支援や財政支援を講じること。

（2）町村が、その自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、また、町村の地方公共団体実行計画に設定した温室効果ガス削減目標及び区域内の排出抑制等における施策目標を達成できるよう、積極的に財政上の措置を講じること。

（3）地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、町村の負担軽減のため、事務手続きの簡素化や人材支援を講じること。

3．循環型社会の構築

（1）第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進するとともに、町村の取組を支援すること。

（2）全国的に更新時期を迎えている廃棄物処理施設の整備に関し、循環型社会形成推進交付金については、予算不足による事業の先送りなど、町村の計画的なごみ処理計画に支障が生じることがないよう、当初予算において所要額を確実に確保すること。

（3）小型家電リサイクル制度の推進に当たっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。

なお、制度の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえること。

（4）家電リサイクル制度の見直しに当たっては、次の事項を実現すること。

① 家電製品の再商品化費用の徴収方法について、不法投棄の防止と適正処理等の更なる促進を図るため、速やかに「前払い方式」に移行すること。

② インターネット通販の拡大等、販売方法及び購買行動が多様化している実態を踏まえ、事業者の引取義務が十分に果たされる回収の仕組

みを構築すること。

また、対象品目外の処理状況や町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

③　不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととすること。

また、町村が回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の負担とならないよう万全の措置を講じること。

（5）持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

（6）プラスチック一括回収の導入による分別回収品目の追加や資源回収量等の増加に伴い、町村に過度な負担が生じることのないよう、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

（7）自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充するとともに、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象にすること。

また、不法投棄車の回収費用等について、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

（8）国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

（9）低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等、総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(10) リチウム蓄電池等については、破損・膨張したものや電池一体型製品

も含め、製造・販売事業者の回収及び再資源化の義務が十分に果たされる仕組みを構築するとともに、回収等の体制を構築する町村に対する万全の支援措置を講じること。

4．漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

（1）海岸漂着物等対策を推進するための必要な事業費を確保し、地方の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

なお、漂着木造船等については、回収・処理に当たる自治体の実情を十分考慮し、迅速な対応ができるよう財政支援の早期確定等、弾力的な運用を図ること。

（2）海岸漂着物等対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制を速やかに整備すること。

（3）国外からの海岸漂着物等については、原因究明とその防止策、監視体制の強化等、外交上適切に対応すること。

5．「地域循環共生圏」の推進

（1）各地域で「地域循環共生圏」を推進するため、災害に強い地域づくり、地域資源を活用した分散型エネルギーシステムの構築、高齢化社会に適した交通・移動システムの導入、地域特性を活かしたビジネス創出や気候変動への適応等のために必要な財政支援を拡充すること。

（2）「地域循環共生圏」の推進のため、複数年間にわたる事業の確実な実施、高度な技術・知見を有する人材の確保並びに民間からの資金調達を促すためのESG地域金融の普及促進を図ること。

（3）「脱炭素・循環・共生」のみならず、地域活性化や地域が直面する諸課題の克服にも資する施策を、地域のニーズを丁寧に汲み取り、町村をはじめ地域の様々な関係者と密接に連携しながら、関係省庁が一体となって実施すること。

6．特定外来生物の防除に対する支援

クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物による生態系等に係る被害の拡大を防止するため、広域的な防除体制の構築を推進するとともに、町村が

行う監視・防除等については、十分な技術的・財政的支援など地域の実情に応じたきめ細かい支援を行うこと。

7．有機フッ素化合物（PFAS）への対応に対する支援

近年、国の暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（PFAS）が検出される事例が全国で確認され、健康被害の懸念があることから、町村が行う水の安全性確保等の取組に対し財政的・技術的支援を行うこと。

8．地域保健医療対策の推進

（厚生労働省・総務省・デジタル庁・財務省・文部科学省）

人口動態の変化に伴い、医療の需要や提供体制等の地域差が拡大する中で、地域における医療提供を維持するためには総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．医療提供体制の充実強化

（1）病院の震災対策、水害対策等を早急に進めるとともに、老朽化による建替えや改修に対し、十分な財政措置を講じること。

特に、災害拠点病院及び救命救急センターについては迅速に対策を行うこと。

（2）医師確保対策の更なる推進のため、地域医療を担う医師の養成と地域への定着に向けた方策を講じること。

特に、地域の医療機関においては、初期救急から慢性期医療まで広く診療することのできる総合診療医の確保が重要であり、総合診療医を目指す医師の拡大が必要であることから、総合診療の位置付けや役割を明確化し、総合診療科の標榜を可能とすること。

また、新専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

（3）地方における医師不足は深刻化しているため、定員配置等の規制的手法の導入や、過疎地域等での一定期間の勤務義務付けなど、医師の診療科偏在・地域偏在を抜本的に解消する仕組みを早急に確立するとともに、地域の実情に合った柔軟で実効ある需給調整の仕組みを構築すること。

（4）中山間地域・離島等のへき地における医療を確保するため、へき地等で総合的な医療を提供する医師の養成・確保を図るとともに、へき地診

療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保等により、地域の実情に応じたへき地保健医療対策を推進すること。

（５）看護師、助産師、保健師、栄養士、薬剤師等専門職の養成・確保を図るとともに、就労環境の整備等を促進し、偏在の解消と地域への定着を実現すること。

（６）医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引揚げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

２．自治体病院等への支援

（１）地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院の経営の安定化を図るため、一層の財政措置を講じること。

（２）地域の医療機関の経営が厳しい状況に置かれていることから、地域医療を維持するための支援を強化すること。

　また、社会経済情勢に応じた診療報酬の中間年改定の仕組みを創設するとともに、実施すること。

（３）医師標欠及び看護職員の配置基準に係る診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実させること。

（４）医療介護総合確保方針に基づいて都道府県が事業を実施するに当たっては、民間事業者の参入が少ない中山間地域等においては公的な医療機関が地域医療を担っている現状を踏まえ、基金の配分に十分配慮すること。

（５）医療 DX の推進については、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に示すとともに、自治体や医療機関ごとの進捗状況を十分に踏まえ、必要な支援策を講じること。

　また、国の責任において、必要となる費用や保守・運用費用に対し、十分な財政措置を講じること。

（６）公費負担医療及び地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認に係るシステムの導入や利用に対する財政措置を講じること。

（７）外国人患者による医療機関での未収金の発生予防や解消に向け、適切

な措置や支援を講じること。

3．救急医療・周産期医療の体制整備

小児救急をはじめとする救急医療体制及び周産期医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

4．在宅医療等の推進

（1）市町村が地域包括ケアシステムを構築する際には、在宅医療と介護の連携強化を推進するため、国として必要な支援を講じること。

（2）在宅医療・訪問看護を推進するための基盤整備を進めるとともに、人材の養成・確保を図ること。

5．がん検診の推進

がん検診の推進に当たっては、対象年齢を拡げるとともに、必要な財政措置を講じること。

6．感染症対策の充実強化等

（1）中山間地域・離島等医療資源が限られた町村において、医療提供体制を確保するため、地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療従事者の派遣や病床確保等、国・都道府県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。

（2）おたふくかぜの有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

また、新たに安全性が確認されたワクチンの定期接種化に当たっては、早期にスケジュール等を明確に示すこと。

（3）第２期の定期接種において、不活化ポリオワクチンを定期接種の対象とするとともに、２種混合ワクチンの代わりに百日せきワクチンを含む３種混合ワクチンを接種可能とすること。

（4）重症熱性血小板減少症候群（SFTS）等のダニ類を媒介とする感染症について、感染防止に関する必要な対策を推進すること。

９．少子化対策とこども・子育て政策の推進

（こども家庭庁・厚生労働省・デジタル庁・文部科学省・総務省・財務省）

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域等様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会を実現する必要がある。

そのため、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、国、地方自治体、事業者、地域社会等が連携して、こども・子育てに係る社会全体の構造と意識を変えていくことが求められている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．全ての町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合には必要な財源の確保を行うこと。

　また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において実施すること。

２．若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、町村が地域の実情に応じて実施する取組に対し、財政支援等必要な支援を行うこと。

　また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。

3．「こども未来戦略」について

（1）「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策を実施するための財源については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含め国の責任において確実に確保すること。

　また、町村が独自に行うサービスの提供についても、地域の実情に応じた創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保及び充実を図ること。

（2）子ども・子育て支援金制度については、制度の目的や負担額等、国民による理解が十分に得られるよう、国の責任で継続的な周知広報を行うこと。

（3）こども誰でも通園制度については、町村が地域の実情に合わせて円滑に実施できるよう、十分な支援を講じること。

4．「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないよう、地域の実情等を踏まえ、実施主体となる町村に対し人的支援、財政支援等必要な支援を行うこと。

5．こども医療費助成事業については、自治体の財政力によって格差が生じない全国統一的な制度として実施できるよう、国として必要な財政支援を行うこと。

6．子ども・子育て支援新制度について

（1）子ども・子育て支援新制度については、町村が地域の実情に応じ、こども・子育て世帯と妊産婦等のニーズに対応したサービスを安定的に実施できるよう、国において必要な財源を確保するとともに、適切な措置を講じること。

（2）地域における保育サービスを持続的に提供するため、人材確保に地域間格差が生じないよう、保育士の養成や条件不利地域の処遇の在り方の見直しを含めた処遇改善の充実、潜在保育士の掘り起こしなど一層の対策を講じること。

　また、地域区分について見直しを行う場合は、令和６年度人事院勧告

も踏まえ市町村域を超えたより広域的な範囲での設定を検討するなど、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。

特に、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮するとともに、地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、人材の確保に影響が出ないよう、適切な措置を講じること。

（3）放課後児童健全育成事業を着実に推進するため、国において安定的な財源を確保するとともに、放課後児童支援員の確保や施設整備等のため、処遇改善の補助の拡充や補助要件の緩和等、対策の充実・強化を図ること。

7．全てのこども・子育て世帯と妊産婦等に、町村が切れ目のない包括的な支援を提供できるよう、妊婦等包括相談支援事業や産後ケア事業等については、国において必要な財政支援等を行うとともに、適切な措置を講じること。

また、居住地に関わらず、妊産婦等が安全・安心に妊娠・出産できる環境の実現のため、妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業については、町村の実態に即した要件とすること。

8．町村が児童虐待防止に円滑に取り組めるよう、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。

9．困難を抱えるこども・子育て世帯の支援について

（1）生まれ育った家庭状況に関わらず、こどもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが重要な課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。

また、経済的基盤の弱いこども・子育て世帯の保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

（2）こどもの貧困対策として、町村等が実施する生活・学習支援やこどもたちが安心して過ごせる居場所を確保する「児童育成支援拠点事業」等、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の確保・拡充を図ること。

（３）医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の受入れ体制整備に係る補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要するこどもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。

（４）年齢に見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーについては、こどもの心身の健やかな育ちのためにも早期対応等が必要であり、相談体制の整備等を推進するとともに、町村や民間支援団体等が行う支援に対する財政措置等の拡充を図ること。

10. 不妊治療について、こどもを望む夫婦の希望が叶えられるよう保険適用範囲の拡充等を図るとともに、地方自治体が独自に実施する支援策への財政支援を行うこと。

11. こども政策 DX の推進に係る具体的な情報を早期に提示すること。

また、整備の進捗状況によって自治体間に差が出ないように十分に配慮して進め、全ての町村が円滑に実施できるよう支援を講じるとともに必要な財源を確実に確保すること。

12. こども性暴力防止法の施行に当たっては、町村の事務負担に十分配慮し、必要な経費を措置するとともに、国の責任で継続的な周知広報を行うこと。

10. 障害者保健福祉施策の推進

（厚生労働省・内閣府・こども家庭庁・総務省・財務省・文部科学省）

障害者及び障害児が希望する生活を営み、地域や職場、学校において生きがいや役割を持って、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．地域生活支援事業等については、全ての利用希望者にサービスが行渡るようにするとともに、地域住民の障害福祉を担う町村に過度な財政負担とならないよう国の責任において必要な予算総額を確保すること。

2．重度心身障害者への医療費助成については、自治体の財政力によって格差が生じないよう、国による全国統一的な制度の創設や適切な財政措置を講じること。

3．障害福祉サービスを継続して提供できるよう、事業者参入及び育成等を促進するとともに、従事者の養成等、人材確保に取り組むこと。

また、サービス内容に即した報酬単価の見直しや十分な財政支援を講じること。

4．自立支援給付費等における、事業者の不正等による国庫負担金の返還については、回収額に応じたものにするなど、市町村にのみ責任を負わせることがないよう制度の見直しを行うこと。

5．障害者が地域社会で安心して暮らせるよう町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実させること。

6．「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき地域が円滑に障害者雇用を進めるには、支援体制の構築が必要であるため、国は財政支援等の適

切な支援措置を講じること。

7．障害者総合支援法に基づき町村が実施する障害者相談支援等について、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象となっている現行の取扱いを見直すとともに、消費税の課税対象としない措置を講じること。

11. 介護保険制度の円滑な実施

（厚生労働省・総務省・財務省）

町村においては、2040 年に向けて生産年齢人口に加え、高齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、サービス提供体制の維持・確保等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．高齢化の進展及び人口の減少等により、保険料やサービスの供給に地域格差が生じている。公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進するなど広域化を図ること。

2．介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため国は責任を持って財源を確保するとともに持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

3．財政運営の充実

（1）現行の国庫負担割合（居宅給付費の 25 %、施設等給付費の 20 %）については確実に国が負担し、調整交付金は別枠とすること。

（2）介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金制度の運用に当たっては、次の点に留意すること。

① 高齢者の自立支援及び重度化防止に向けた取組を継続的に実施できるよう、安定的かつ十分な財源を確保すること。

② 「介護保険保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の前提となる指標を用いた取組の評価については、中山間地域や離島等に所在する保険者に不公平が生じることのないよう配慮すること。

特に、令和２年度から、第１号被保険者規模別（５区分）に交付金の配分を行う仕組みが導入されたが、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮する

など、区分の見直しを行うこと。

③　保険者のある取組の実施状況が他の取組による得点を打ち消すことになるため、今後とも指標の配点においてマイナス点（減点）は設定しないこと。

④　評価指標の設定に当たっては、保険者における評価や報告に係る事務負担に十分配慮すること。

⑤　保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公表されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。

（3）財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県において負担すること。

4．特例介護サービスの枠組みの拡張や包括的な評価の仕組みなど、中山間・人口減少地域における柔軟な体制の構築について、詳細な要件や報酬設定等の検討に当たっては、サービス提供体制の維持が図られるよう、地域の実情を十分に考慮すること。

5．医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。

6．低所得者に対する施設住居費等の軽減策は、国の責任において適切な財政措置を講じること。

7．地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村の意向に十分配慮した配分とすること。

8．介護人材の確保に関する広域的な取組や職員の養成に対し十分な支援を講じること。また、介護職員の更なる処遇改善を進めること。

9．介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費の上限設定については、町村が必要とする事業を円滑に実施できるよう、上限を超える場合に行う国との協議において、町村の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上限設定方法について適切な見直しを行うこと。

10. 生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入が促進されるよう支援策の充実を図ること。

11. 地域区分について見直しを行う場合は、令和６年度人事院勧告も踏まえ市町村域を超えたより広域的な範囲での設定を検討するなど、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。

　また、人材確保の観点から、中山間地域や離島等の地域区分については十分配慮すること。

12. 介護情報基盤の整備を進めるに当たっては整備の進捗状況によって自治体の介護運営に差が出ないように十分に配慮して進め、小規模な町村であっても円滑に実施できるような支援を講じること。

　また、必要な財源を確実に確保すること。

13. 介護保険制度の見直しに当たっては、町村における準備と周知に十分な期間を確保できるようにするとともに、速やかな情報提供に努めること。

14. 介護報酬の改定に当たっては、給付と負担の均衡に配慮し、保険者である市町村の意見を十分に踏まえ適切に設定すること。

12. 医療保険制度の安定運営の確保

（厚生労働省・こども家庭庁・デジタル庁・総務省・財務省）

医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は、他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなくてはならない。

市町村が都道府県とともに、国民健康保険を将来にわたり持続的、安定的に運営していくことができるよう、国は次の事項を実現すること。

１．医療保険制度の一本化の実現

国民皆保険制度を堅持するためには、負担と給付の公平が不可欠であり、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化すること。

２．国民健康保険の安定運営の確保

（１）平成 30 年度の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年 3,400 億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。

（２）「保険者努力支援制度」について必要な予算を確実に確保するとともに、評価指標等の見直しに当たっては、実施状況とそのインセンティブ効果について、十分な検証を行うこと。

（３）普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を引き続き堅持すること。

（４）各種制度の見直し等により、システムの改修が必要となる場合には、準備期間に十分配慮し、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

（５）国保総合システムの開発や保守・運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

（６）保険料軽減判定所得の見直しを行う場合は、事務負担及び財政負担に十分配慮すること。

（７）こどもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げること。

（８）重度心身障害者やひとり親家庭等への医療費助成に対する国民健康保険の減額調整措置については、全て廃止すること。

（９）被用者保険の適用範囲の拡大は、国民健康保険の財政基盤や保険者機能に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、保険者の意見を十分に聞き、慎重に検討を行うこと。

(10) 国保における外国人被保険者の資格の適正化に向け、適切な措置を講じること。

(11) 高額薬剤の保険適用や医療技術の進展による高額医療費の増加が保険料（税）の引上げにつながらないよう、必要な財政支援を講じること。

なお、今後更に高額医療費負担金の見直しの検討を行う場合には、個々の市町村の国保財政への影響を丁寧に把握しながら慎重に行うこと。

(12) 生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと。

３．医療 DX への対応

（１）医療・介護 DX に係るシステム開発・導入について、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において、それに必要となる費用や保守・運用費用に対し財政措置を講じること。

（２）医療情報基盤をはじめとする、全国医療情報プラットフォームの費用負担の在り方については、町村や保険者・被保険者等関係者の理解が得られるよう、丁寧に協議を行うこと。

（３）後期高齢者医療制度における金融所得の勘案については、被保険者に対する周知徹底を図るとともに、国の責任において、システム開発を含め実施に向けた準備を進めること。

（４）オンライン資格確認等システムの運用費用に対し、財政支援を講じること。

　また、国民の健康確保・増進に向けた保健医療データの利活用を推進するに当たっては、保険者や国民に対し、丁寧な情報提供を行うこと。

（５）電子カルテ情報共有サービスは、多くの医療機関が参加することによりメリットが生じるものであることから、概ね全ての医療機関が参加し、保険者にとってのメリットが確認できるまでの当面の間は、運用費用は国の負担とすること。

13. 国民年金事務の一元化の実現

（厚生労働省・総務省）

国民年金事務は、マイナンバー制度の導入以降も度重なる法令改正により複雑化しており、専門性とともに法令に基づく適正な対応が求められている。

よって、国は国民年金事務の適正かつ円滑な運営を図るため、次の事項を実現すること。

1．国民年金事務について、日本年金機構へ一元化を図ること。

また、一元化に当たっては、希望する市町村で日本年金機構の出先窓口を設置できるようにすること。

2．市町村職員に対する研修体制の充実を図ること。

3．市町村で新規事業が発生する場合や取扱いを大幅に変更するような法改正時には、全ての年金事務所で事前の事務説明会を開催し、速やかに詳細な情報提供を行うこと。

4．日本年金機構の統一業務マニュアルについて、全市町村に確実に提供されるようにすること。

14. 地域共生社会の実現

（内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・こども家庭庁）

住民に身近な存在である町村は、これまでも誰ひとり取り残さない社会を構築するため、国、都道府県及び地域社会を支えるNPO、企業等多様な主体と連携し様々な社会課題に取り組んできたが、単身世帯や単身高齢世帯の増加、社会構造の変化等により、個人と社会及び他者との関わりが希薄化し、孤独・孤立や生活困窮に関する問題が一層深刻化・顕在化してきている。

こうした現下の状況に鑑み、従来の制度・分野の枠や、関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包括的な地域共生社会を実現する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑かつ継続的に実施できるよう、十分な予算を確保するとともに適切な支援措置を講じること。

特に、令和７年度から実施された重層的支援体制整備事業交付金の見直しに伴う多機関協働事業等に係る交付基準額の引下げ等により、町村の事業実施に支障を来していることから、町村の意見を踏まえた上で、十分な財政支援を継続的に行うこと。

2．「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」で示された施策を確実に実施するとともに、町村や民間支援団体等が実施する取組については、現場の実情や意見を十分に踏まえ、適切な支援を講じること。

3．生活困窮者自立支援法に基づく生活支援や就労支援を町村が円滑に実施できるよう、専門人材の確保・育成や財政支援等の十分な支援を講じること。

4．民生委員、児童委員及び行政相談委員の担い手を確保するため、活動内容の周知・啓発を図るとともに、委員活動費の増額や委員報酬の在り方を検討するなど必要な措置を講じること。

5．成年後見制度や日常生活自立支援事業における権利擁護支援体制の強化を図るに当たっては、地域の実情に応じた取組ができるよう、人材確保や財政支援等の十分な支援を講じること。

15. 外国人との秩序ある共生社会の推進

（内閣官房・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・警察庁）

少子高齢化・人口減少に伴い人材不足が深刻化する中、外国人は既に農林水産業、製造業やサービス業をはじめ、医療・介護分野等の幅広い分野の担い手となり、地域社会を支える一員となっている。

外国人が増加する中、国と地方が一体となり、生活支援や相談体制の整備などを進め、日本人と外国人双方が安全・安心に生活できる社会を目指す必要がある。

よって、国においては、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づく施策を強力に進めるとともに、次の事項を実現すること。

１．基本的な制度の周知徹底と相談体制の充実

（１）日本における納税や社会保障等の基本的なルールや制度については、在留カード交付時などの機会を通じ、国が責任を持って周知徹底を図ること。

（２）自治体が制度周知や相談体制の充実を図ることができるよう、「秩序ある共生社会推進交付金」の交付要件の緩和や、多言語による制度周知等に対応可能な素材の作成・展開を図るなど、自治体の実情等を踏まえた適切な支援を講じること。

２．学校や地域における日本語教育の充実

（１）公立学校において日本語指導が必要な外国人児童・生徒の数が増加していることから、日本語指導担当教員等を十分に確保するとともに、日本語指導を含む外国人児童・生徒への支援に取り組む町村に対し、十分な支援を行うこと。

（２）地域における外国人に対する日本語教育について、町村が独自に実施する取組に対し、十分な支援を行うこと。

16. 教育施策等の推進

（文部科学省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省・デジタル庁）

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人一人の個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．義務教育の充実改善

（１）地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、こどもたち一人一人を丁寧に指導するため、教員の質の向上を図ること。

また、教職員配置や学校運営の在り方等、義務教育制度の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映すること。

（２）地域住民のよりどころとなっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

（３）少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、必要な予算を確保するとともに、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。

その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

（４）小規模校が多い離島・中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。

（５）小・中学校の普通学級に在籍する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠

陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や教職員が障害の特性を理解できる研修の実施、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。

また、医療的ケアを要する児童生徒に対して地域の実情に応じた取組を行うことができるよう、十分な財政措置を講じるとともに、看護師等を安定的に確保するための制度を構築すること。

（6）小学校や中学校における外国語活動・外国語教育において、ALT 等を積極的に活用できるよう、JET プログラムや民間委託等について適切な措置を講じること。

（7）学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、十分な財政措置を講じること。

（8）食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、充実を図ること。

（9）児童生徒の健康管理、保健指導や心のケアの面で重要な役割を担う養護教諭を公立全小・中学校に配置できるよう、配置基準の見直しを行うこと。

(10) 不登校児童生徒が増加していることを踏まえ、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）に示された関連事業を着実に推進し、児童生徒の不登校対策を充実強化すること。

また、教育支援センター（適応指導教室）運営について、必要な人材を確保するとともに、維持管理等に係る財政支援策を講じること。

2．GIGA スクール構想の推進

（1）ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。

（2）GIGA スクール構想で整備された一人一台端末等の更新に係る費用については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

（3）ICT 機器の保守管理や通信費等のランニングコスト及び学習用ソフトウェア等の導入費用について、財政支援を講じること。

（4）ICT 支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を継続・拡充すること。

　また、ICT 教育による学びの格差が生じることのないよう、GIGA スクール構想支援体制整備事業等については、着実に実施すること。

（5）デジタル教科書導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差等生じることのないようにするとともに、導入する町村については、財政負担が生じることがないよう、国の責任において財政措置を講じること。

3．教育施設等の整備

（1）公立小・中学校施設等について、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設、グラウンドの整備等の事業が計画的に実施できるよう、実際の経費と交付額の乖離をなくすとともに、学校施設環境改善交付金及び公立学校施設整備費負担金の予算を大幅に増額すること。

（2）老朽化した公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対して国の財政措置を拡充すること。

4．学校の統廃合及び中山間地域等における教育環境の整備について

（1）統廃合に要する経費に対する財政措置を充実させるとともに、必要な支援を行うこと。

（2）へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については交付期間を撤廃すること。

　また、離島高校生修学支援費と同様に、中山間地域や高校の統廃合等により高校通学が困難な全ての地域における生徒の通学費、住居費につ

いて支援すること。

（３）教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。

（４）複式学級における学習環境の維持・充実を図るため、独自に教員を配置するなど町村が行う取組に対し、必要な支援を行うこと。

５．スクールバスについて

（１）学校統廃合や部活動改革等を背景に、スクールバスの必要性が高まっていることから、導入に係る財政支援の拡充を図ること。

（２）通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。

６．質の高い教師の確保のための環境整備について

（１）教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。

　なお、長時間労働の解消をはじめとした教師の働き方改革については、地方の教師不足による教育の質の低下につながることのないよう配慮し取り組むこと。

（２）教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置を促進するとともに、校務支援システム等に係る十分な財政支援を講じること。

７．部活動について

（１）部活動の在り方等については、現場の意見等を十分踏まえ、地域展開だけでなく、地域連携等も選択できるようにするなど、地域の実情や課題を総合的に考慮し、どの地域においても部活動が円滑に実施できる制度とすること。

（２）部活動の地域展開及び地域連携については、教員を含む専門性や資質を有する指導者の人材確保、受け皿となる団体及び活動場所等の環境整

備が図られるよう、財政支援措置を講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

（３）地域のスポーツ団体等に生徒が参加する際は、会費や保険など新たに生じる保護者等の費用負担が課題になることから、国の責任において必要な財政措置を講じること。

８．学校給食費の抜本的な負担軽減について

（１）基準額については、地域の実情や物価上昇等の状況を十分に踏まえた額を設定するとともに、状況に応じ的確な見直しを図ること。

（２）基準額を超える部分については、各町村の特色ある給食の提供を尊重しつつ、保護者負担や自治体間の財政負担に過度の差が生じることのないよう、国の責任において必要な措置を講じること。

（３）小学校にとどまらず、中学校についても早期に実現すること。

９．いわゆる高校無償化については、公立高校離れや都市部と地方部の地域間格差の拡大などが懸念されることから、公立高校への支援の拡充を行うこと。

また、少子化が進む中においても、公立高校は地域の教育機会を支える重要な役割を担っていることから、地域の実情に応じて学校の維持・充実が図られるよう、遠隔教育の活用等も含め、財政的・制度的支援を強化すること。

10．文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業の拡充や、本発掘調査をはじめとする埋蔵文化財発掘調査等に対する補助制度の充実、専門人材育成・確保への支援など、文化財保護に対する適切な措置を講じること。

17. 農業・農村対策の推進

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省）

食料・農業・農村基本計画に基づき、持続可能な農村地域の構築を前提とした食料・農業・農村政策が講じられるよう、次の事項を実現すること。

1．食料の安定供給の確保に不可欠な燃油・肥料・農業資材等について、中東情勢の不安定化に伴う価格高騰や供給不足に対する対策の拡充を図ること。

2．農業構造転換集中対策の強力な推進及び別枠予算の確保

食料の持続的な供給に加え、農業収益力の抜本的向上と農業者の所得向上を実現するため、農業構造転換集中対策期間における施策を一層推進すること。

また、その実効性を戦略的に確保することが不可欠であることから、既存の予算とは別枠で必要かつ十分な予算を確保すること。

3．飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについては、生産コストが高く、免税・簡易課税事業者が９割以上を占める農業者の実態を踏まえ、収入減少への十分な支援措置を講じること。

4．農業・農村政策の一体的な推進

（1）農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしており、農村政策と農業政策は密接不可分であることから一体的に推進すること。

また、農村政策については、関係省庁との連携による実効ある地域政策となるよう一元的な推進体制を構築すること。

（2）国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について大きな方向性に関する協議を行うため、農政に関する国と自

治体との継続的な意見交換の場を設けること。

（３）新規事業や制度改正の際には、早期の情報提供、事前協議をするとともに、農業者や自治体への周知期間を十分に設定すること。

また、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を活用した事業の申請等については、農業者や自治体への説明・周知を徹底するとともに、負担軽減を更に進めること。

あわせて、eMAFF2.0 申請の導入後においても、現場のニーズを十分に踏まえた機能改善及び利便性の向上を継続的に図るとともに、利用拡大に向けた説明・周知を徹底すること。

（４）各地域にとって最適な政策が実施できるよう、現行の国庫補助制度を移行し、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」の創設等、財政支援の仕組みを構築するとともに、地域の取組を状況に応じてサポートする「地域農業マネージャー（仮称）」を柔軟に配置できるよう、人材面での制度設計を検討すること。

５．米価下落に対応した農業経営の安定確保

米価の下落による農業経営への影響を緩和するため必要な対策を講じるとともに、農業者が再生産可能な所得を確保し、将来にわたり安心して営農を継続できるよう支援すること。

６．農村の振興

（１）総合的な農村振興の推進

人口減少下にあっても、地域社会が維持され、農業の有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全、農地の保全に資する共同活動の促進、農村との関わりを持つ者の増加に資する所得の向上や雇用の創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を総合的に推進すること。

また、農業生産基盤の確保等を図るため、多様な担い手の確保・育成及び多様な農業者に対する支援を強化すること。

あわせて、外国人材の受入れについては、「出入国管理及び難民認定

法」及び「育成就労法」に基づく適正な雇用を推進するため、制度の周知や相談体制を充実させること。

（２）多様な地域資源の積極的活用

農山村の豊かな地域資源を最大限活用するとともに農業関連産業の導入等を通じ、地域内経済循環を構築し、農山村全体の雇用の確保と所得の向上を図る地域資源活用価値創出推進事業（旧農山漁村発イノベーション推進事業）等の施策を充実させること。

また、多様な魅力ある農村地域の資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」を積極的に推進し、持続的な発展を図ること。

（３）農村型地域運営組織の育成

農山村における集落機能の維持及び活性化のため、農村型地域運営組織（農村 RMO）の育成及び地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援の拡充を行うこと。

（４）農山漁村と都市との共創・対流の推進とコミュニティの再生

① 農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共創・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。

また、青少年自然体験活動等を推進するため、早期の法制化を図ること。

② 移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

また、女性や若者等が活躍できる農村環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する「農福連携」を推進すること。

③ インバウンド需要を農山漁村に呼び込み、所得の向上、雇用の増大及び地域の活性化を図るため、「農泊」の取組への支援を継続・拡充すること。

また、関係者相互の情報共有やネットワークづくりに対する支援を

講じること。

（５）中山間地域等の振興について

①　日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

②　多面的機能支払交付金における資源向上支払交付金は、農村環境の保全とともに地域が行う災害復旧活動の原資となるため、必要な財源を確保すること。

③　中山間地域等直接支払制度の見直しについては、国主導による支援の仕組みや目標数値の設定が、現場の自主的な取組を阻害することのないよう、都道府県及び市町村農政の実態を踏まえ、慎重に検討すること。

また、昨今の厳しい経済情勢や自治体財政を踏まえ、単価の引上げや自治体負担の軽減を図ること。

あわせて、本制度は中山間地域の存続において不可欠な制度であり、自治体等の関心が高いことから、第三者委員会や審議会等の審議を経る等、政策形成過程の透明化を図ること。

また、集落機能強化加算については、営農活動と集落機能の維持は不可分であることから、新たな集落協定についても支援の対象とするとともに、前期対策における課題を検証し、政策形成過程の透明化を図ること。

あわせて、水田から畑への用途変更後も、継続的に農業生産活動を維持するため、畑の交付単価を田と同程度まで引き上げるとともに、傾斜測定の在り方について必要な見直しを行うこと。

④　環境保全型農業直接支払交付金の見直しに当たっては、現場の実態を踏まえ、年限を区切ることなく継続的に支援するとともに、事務負担軽減に十分配慮すること。

⑤　棚田振興法に基づく棚田地域振興活動について、人材の育成・確保に係る支援策を講じるとともに、活動に必要な財政支援を拡充すること。

⑥　中山間地域は、農業の発展やコミュニティの維持、多面的機能の発揮等、農村の振興において重要な役割を果たしていることから、中山間地農業ルネッサンス事業の継続・拡充を図ること。

（６）鳥獣被害対策及び特定外来生物対策の拡充

①　鳥獣被害対策については、野生鳥獣による農作物等の被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。

②　緊急的な捕獲活動及び侵入防止柵の整備等対策の拡充を図るため、鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充等必要な財源を確保すること。

　また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、持続的に捕獲活動を行うため、幼獣における捕獲活動経費の上限単価を、成獣と同程度まで引き上げること。

③「クマ被害対策パッケージ」で示された事業については、地域の実情等を十分踏まえつつ、「クマ被害対策ロードマップ」に沿って着実に実施するとともに、クマの出没・被害状況に応じて、更なる対応の強化に取り組むこと。

　なお、クマ類による被害を防止するため、適切な個体数管理に国が積極的に関与すること。

④　狩猟者の担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ること。

　あわせて、銃所持許可更新時等に係る技能講習免除措置について、捕獲人材の確保に支障を来さないよう、期限延長を含めた制度の在り方を検討すること。

　また、より効率的で効果的な捕獲技術の開発を推進すること。

⑤「ジビエ」を農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加

工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

⑥　特定外来生物、とりわけクビアカツヤカミキリによる農業生産や地域の景観等への被害拡大を防止するため、国の防除戦略に基づく広域的な防除体制を構築するとともに、発生状況の把握、早期発見・早期防除、被害木の伐採・処分及び植替え等に対する財政支援並びに技術的支援の拡充を図ること。

（７）再生可能エネルギーの導入促進等

①「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう財政支援措置を拡充すること。

②　農業農村整備事業による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。

③　営農型太陽光発電における不適切事例の排除を徹底するとともに、適切な事例については地域活性化に資することから推進すること。

７．食料安全保障の確立

（１）食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、関係予算の増額等、将来を見据えた万全の対策を講じること。

また、食料自給率については基本計画において国民に安全・安心な農産物を安定して供給できるような目標を設定するとともに、目標達成のために必要な財源を確保すること。

（２）食の安全・安心確保と国産農産物の合理的な価格の形成に向けた消費者の理解醸成に対する取組の強化

消費者の食に対する関心が高まっていることから、国産農産物の合理的な価格の形成について国民理解を深めるために、生産者と消費者の信頼関係の構築に向けた取組の拡充等、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進し、国民的コンセンサスを形成すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

（３）国産農産物の消費拡大と食育の推進

国産農産物の消費拡大及び食育の推進に当たっては、地産地消の推進、学校給食における米飯給食の目標回数の引上げや農林水産業と教育機関の連携強化等、効果的な方策を講じること。

８．農業の持続的な発展

（１）小規模農業者への支援等

省力・省エネ機械の開発普及を推進するとともに、農地利用効率化等支援交付金等、農家が機械・施設を導入する際の支援を拡充し、生産コストの低減、収益力の向上を図ること。

特に、小規模農業者については、農業用機械や設備の導入及び更新に係る費用が大きな負担となり、地域における営農継続が困難となる要因の一つとなっていることから、農地の維持や地域農業の持続に資する観点を踏まえ、機械・設備の導入及び更新に対する支援の充実を図ること。

（２）地域農業の担い手の育成・確保

地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な就農・経営形態や地域の実態に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。

また、新規就農者育成総合対策については、新たに農業を志す全ての人が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。

（３）農地利用にかかる柔軟な運用

農地を含めた土地の利用については、地域の実情に応じ、一定の要件のもと、農用地区域からの除外や農地の転用について、町村の主体的な判断による柔軟な対応が可能となるよう改善すること。

（４）米政策の推進について

①　米政策の推進に当たっては、需要に応じた生産を着実に実施するた

め、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うこと。

また、経営所得安定対策を継続して推進していくためにも、町村及び地域農業再生協議会への財政支援の拡充を行うこと。

② 水田政策の見直しに当たっては、令和９年度から「５年水張り要件」が廃止され、作物ごとの生産性向上等への支援に転換されることを踏まえ、現場に混乱や不利益が生じることのないよう、きめ細かな対応を行うこと。

また、支援対象を水田から畑にも拡大すること等に伴い、個々の農業者への支援水準が実質的に低下することのないよう、必要な予算を十分に確保すること。

（５）農業経営基盤の強化について

① 地域計画の策定については、地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要であるため、中長期的な視点に立った支援措置を継続すること。

また、策定された地域計画の早期実現と、将来の農地利用の明確化に向けたブラッシュアップについても支援すること。

② 農地の貸借が農地中間管理機構を介した手続きに統一化されたことに伴い、事務手続きの煩雑化や手続きにかかる期間の長期化が課題となっていることから、農地の円滑な貸借に支障が生じることのないよう対策を講じること。

③ 農地の集積、集約を担う農地中間管理機構の町村への業務委託については、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。

また、農地集約化促進事業においては、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。

④ 農地利用最適化推進委員の設置については、農業委員会が機動的に活動を行えるよう、地域の実情に応じ、市町村長の判断を尊重した運用ができるよう、要件の見直しを検討すること。

（６）農業農村整備の充実・強化

①　農業農村整備事業は、食料自給率の向上に不可欠であるため、必要な予算を確保するとともに、同事業の負担金償還に係る農家や地元町村の負担軽減措置を図ること。

　また、農業用水利施設等の整備・改修や維持管理に係る経費について財政的支援を拡充するとともに、中長期的な保全管理及び土地改良区の運営基盤強化を図ること。

②　近年頻発する自然災害による農業被害に対しては、復旧・復興への万全な支援を講じるとともに、同一箇所での再発にも耐え得るような、災害に強い農業基盤の整備を図ること。

③　農業用ため池や農道における橋梁、トンネル等については、老朽化が進んでいることを踏まえ、点検及び補修に対する技術的及び財政的支援の拡充を図ること。

　また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき実施する事業については、財政措置の拡充を図ること。

④　所有者不明で適正な管理が困難な特定農業用ため池の施設管理権を取得した町村が適切にため池の操作、維持、修繕その他の管理が行えるよう、必要となる経費や専門的人材の確保等について十分な支援を行うこと。

⑤　中山間地域における農業の発展・農村の振興に向け、小規模な面積でも排水不良田の改良を行うことができるよう、農業農村整備関係事業の面積や作物等の要件を緩和すること。

（７）軽油引取税に係る税制特例措置を延長すること。

（８）畜産・酪農対策の推進

①　畜産・酪農農家の離農が相次いでいることから、担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策の充実・強化を図ること。

　また、畜産・酪農の体質強化を図るため、畜産クラスター関連事業への支援を継続・拡充すること。

② 関係機関が一丸となり、生乳の安定的な生産と、輸出拡大も含めた牛乳乳製品の需要・消費拡大の実現に向けた対策の充実強化、酪農経営を維持するため、合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成を図ること。

③ 我が国のチーズに対する需要が高まりを見せる中、国産チーズのシェアは１割強と低迷していることから、原料乳価格への補填による低コスト化により、国産チーズの競争力を高め、国産のシェア拡大を図ること。

④ 配合飼料の価格安定を図るとともに、飼料用米等国産飼料穀物の生産・利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤の確立を図り、畜産経営者のコスト負担を軽減すること。

また、自家配合飼料に加え粗飼料についても、価格安定を図るとともに補填対策の制度化を実現すること。

⑤ 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱については、関係省庁による緊密な連携・協力の下、国の責任において感染経路や発生原因の究明等、総合的な感染防止対策の強化及び財政措置の拡充を図るとともに、国が積極的に現場を支援する仕組みを構築すること。

また、海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、検疫体制や消毒措置等の水際対策の徹底等を目指すとともに、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病についても、再発防止のための万全の対策を講じること。

あわせて、防疫作業に係る関連経費については、補助対象経費の拡充等、財政措置を充実すること。

（９）農業・農村の６次産業化の推進

地域の農林漁業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの６次産業化を推進するための支援策を講じること。

(10) 国内農産物の輸出促進

拡大する海外市場を視野に入れ、輸出の障壁となっている諸外国の検

疫や残留農薬等の基準について調和を図るための協議を推進するとともに、国内においても、輸出先国の品目ごとの規制に対応した産地の育成及び官民での組織づくりの強化を図ること。

（11）みどりの食料システム戦略の推進

① みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、取組や環境づくりを支援すること。

また、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立の実現に向け、品種開発の加速化、環境負荷低減等みどりの食料システム戦略実現に資する研究開発などを推進すること。

② 「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づき、低廉な機器の開発及び普及促進を図り、中山間地農業を担う小規模農家や高齢者農家等、多様な形態の農業者がそれぞれの状況に応じて活用できるよう、既存の措置に加え財源対策の拡充を図ること。

③ 有機農業の推進に当たり、新たにチャレンジする就農者に対し、機械・施設設備経費の支援及び営農指導等、人的経費についての支援も拡充するとともに、市場拡大や販路開拓等も併せて検討すること。

④ 有機JASの取得において、申請に係る様式の統一化及び手続きの簡略化を図ること。

また、認証機関と認証事業者（生産者等）との間で行われる申請、報告等について、eMAFF申請2.0を活用したオンライン手続を推進し、データ連携や入力負担の軽減など利用者の利便性向上を図ること。

⑤ 農業に由来する使用済みプラスチックについては、使用量の最適化やプラスチック代替技術の活用方法等、排出抑制対策の一層の推進を図ること。

9．国際農業交渉に関する適切な対応

（1）米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁については、国内生産へ

の影響が及ぶことから認めないこと。

（２）米国の関税措置への対応に当たっては、農産物の輸出のみならず国内の生産基盤にも大きな影響を与えることから、農林水産業全般に対する影響を分析し、影響を受ける事業者に対する措置の見直しを含め、必要な支援策を講じること。

（３）CPTPP 協定、日 EU・EPA、日米貿易協定及びメルコスールとの経済連携協定交渉等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供を行うとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

（４）WTO 農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保等を内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開すること。

また、今後の EPA・FTA 交渉については、国内農業・農村の振興を損なわないよう取り組むこと。

18. 林業・山村対策の推進

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省）

木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら2050年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られるよう、次の事項を実現すること。

1．中東情勢の不安定化に伴う原油価格の高騰が、木材及び特用林産物の生産・加工・流通を支える林業・木材産業者の経営環境を著しく悪化させることのないよう、事業者に対して適切かつ効果的な税財政措置等の支援を講じること。

2．地域の実情に即した「森林・林業基本計画」等の実施

新たな「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」を着実に実施すること。

また、国産材の需要拡大と林業従事者の所得向上等を通じた供給網の強化を図るとともに、森林の持続可能性の確保や多面的機能の強化を図るべく、再造林など森林の保護・育成に十分な支援を行うこと。

3．新たな「国有林野管理経営基本計画」の策定

新たな国有林野管理経営基本計画の策定に当たっては、災害時を含めた平時からの国と町村の連携強化、持続可能な国有林の利活用について町村の意見を十分に反映すること。

4．国産材の効率的かつ安定的な供給と需要の拡大

（1）CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「森林集約・循環成長対策」及び「木材等の

付加価値向上・需要拡大対策」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。

（２）森林集約・循環利用対策交付金の所要額を確保するとともに、木質バイオマスや、都市部における木材利用等、国産材の利活用が推進されるよう、一層の需要喚起と拡大を図ること。

（３）「森の国・木の街」の実現に向けて、脱炭素社会の実現や地域経済の活性化に貢献する中高層建築物や一般建築物の木造化をより一層推進するとともに、建築用木材の安定供給に資する技術の開発、普及並びに国産材を利活用する建築人材の育成を図ること。

（４）木造の公共・公用建築物の建築に当たっては、製材工場の偏在等に伴い、北海道など遠隔地においては、輸送コスト等が逓増しており、建築単価が割高となっている。

このため、公共建築工事標準単価積算基準を見直す等、全国あまねく公共・公用建築物の木造化が推進されるよう万全の措置を講じること。

５．森林整備の推進と森林管理対策の充実

（１）間伐や路網整備、再造林等による森林整備の着実な推進と荒廃山地の復旧・予防等、総合的な治山対策を図るため、林野公共事業については重点的に予算を確保すること。

近年、頻発する山地災害に対処するため、再造林対策等の徹底や、発災後の復旧・復興を含めた万全の対策を講じること。

（２）花粉症対策については、「花粉症解決に向けた緊急総合対策」に基づき、発生源対策、飛散対策及び花粉の少ない苗木の生産拡大について、集中的かつ継続的な取組を推進すること。

（３）森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、林政担当職員に対する研修制度や、森林総合監理士及び地域林政アドバイザーによる技術的支援など、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び都道府県による支援の強化を図ること。

（４）林道の整備については、特に橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいる

ことを踏まえ、点検及び補修に対する技術的・財政的支援の拡充を図ること。

（５）林業経営の効率化・安定化を図るスマート林業については、低廉な機器の開発・普及、ICT の活用、通信環境が未整備の地域における通信ネットワークの構築等を推進し、一層活用しやすい環境を整備すること。

（６）里山等の荒廃竹林に対しては、侵入竹の駆除や竹材用途の開発等の対策を強化すること。

（７）深刻化・広域化するシカ等の野生鳥獣被害対策については、森林被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、野生鳥獣を捕獲するハンターの育成や、捕獲技術の開発、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。

　また、クマによる人身被害を防ぐため、奥山の針広混交林化や里山林整備など生息環境の保全・整備を推進すること。

（８）クビアカツヤカミキリによる樹木への被害拡大防止のため、国の防除戦略に基づく広域的な防除体制を構築するとともに、発生状況の把握、早期発見・早期防除、被害木の伐採・処分及び植替え等に対する財政支援並びに技術的支援を充実すること。

（９）松くい虫やカシノナガキクイムシ等の病害虫被害については、拡散・増加を防ぐため、より効果的な駆除技術の開発等の未発生地域に対する予防対策を強化すること。

　また既に被害を受けた過年度経過木の伐採に向けた対策を講じるとともに、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

（10）外国資本等による森林買収については、貴重な森林資源や水資源を継続的に維持・保全する観点から、有効な対策を検討すること。

（11）自らの町村域に存する保安林において町村が計画・実施する公益的な事業については、保安林の指定解除に係る手続きの迅速化・効率化を図ること。

（12）効率的な森林経営や管理の適正化のため、森林の集積・集約化を推進

すること。

また、集約化構想・集積配分一括計画の策定については、町村の執行体制に配慮し、事務負担の軽減や事業の円滑な実施を支援すること。

(13) 再造林の推進により需要拡大が見込まれる苗木の生産に当たっては、必要量を十分に供給できるよう、苗木生産者の育成及び技術向上等に対する支援を一層、強化すること。

6．担い手の育成と経営改善

（1）担い手不足や新規就業者の長期的な定着率が低位にとどまっていることを踏まえ、林業従事者が安定して働くことができるよう就業環境、生活環境の整備を図ること。

（2）「緑の雇用」関連事業における期間の延長や助成単価の引上げ等の拡充を図り、新規就業者の育成や林業従事者に対する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーや森林経営プランナー等の専門人材の育成を強化し、森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を強力に推進すること。

（3）林業・木材産業の担い手確保については、マルチワーカーやパートタイマー、障害者等、多様な人材の活用を引き続き推進すること。

（4）人材確保と適正な雇用推進のため、育成就労制度並びに特定技能制度の周知や相談体制を充実させること。

（5）林業労働安全対策の充実を図ること。

（6）公益性の高い森林の公有林化に当たり、譲渡所得税の減免措置を講じること。

また、日本政策金融公庫資金等の林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠を確保すること。

7．山村地域の振興

（1）未利用木材などの地域資源を活用した地域内発的な産業を振興することにより、地域内経済循環を構築し、山村地域の雇用の創出と所得の向

上を図る施策を講じること。

（２）森林の価値を活かした「森業」の推進に当たっては、地域住民の生活支援等を実施する地域自治組織を核とした集落活動として取り組むことができるよう、支援体制の構築を図ること。

また、森林空間を活用し、健康、観光等の多様な分野で、新たな雇用と収入機会を確保する「森林サービス産業」を創出・推進するための財政支援を拡充すること。

（３）森林・林業を支える山村が多面的な機能を発揮するための活動や、山村への移住や定住・関係人口の創出を通じた活性化のための活動に対する財政支援措置を拡充すること。

また、里山林の整備や活用に取り組む「山村活かし隊」の確保・育成、「半林半Ｘ」の活動に対する支援を強化すること。

（４）平地に比べ整備が遅れている道路、上下水道（合併処理浄化槽）、情報通信施設、教育施設、医療施設、福祉施設等の生活関連インフラの整備・充実を図り、定住の阻害要因を解消するため、適切な支援措置を講じること。

（５）山村の地域経済活性化や住民の所得向上への寄与が期待される木質系新素材の開発及び社会実装に対する支援措置を強化すること。

８．森林環境譲与税について

森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、配分の在り方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。

９．国際交渉に関する適切な対応

CPTPP 協定、日 EU・EPA 及び日米貿易協定等に関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、合板・SPF 製材・構造用集成材などの林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

10. 森林・林業・山村に係る地方財政措置の充実

（１）「森林・山村対策」「国土保全対策」「花粉症対策」並びに「森林吸収源対策等の推進」に係る地方財政措置の拡充を図ること。

　また、町村が林業資材・苗木等の運搬用としてドローンを購入した場合やドローンの資格取得に係る費用について、財政支援を講ずること。

（２）町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」（国有林野面積を含む）や「林道延長」を測定単位とする「森林・林業行政費」を新設すること。

11. 大規模林野火災への対応

　大規模林野火災が多発している現状を踏まえ、火災の発生予防、発生後の復旧支援、再発予防のための総合的な対策を強化すること。特に森林災害復旧造林事業の期間延長等、柔軟な運用を可能とし、財政措置の強化を図るとともに、「林野火災警報・注意報」の認知向上を図ること。

19. 水産業・漁村対策の充実

（農林水産省・内閣官房・総務省・外務省・財務省・経済産業省・国土交通省・環境省）

我が国の水産業は、燃油高騰、漁業資源の減少や海洋環境の大きな変化、自然災害の頻発化、担い手の高齢化等厳しい環境にある。

よって、国は「水産日本の復活」に向け、次の事項を実現すること。

１．次期「水産基本計画」の策定

次期「水産基本計画」の策定に当たっては、資源の減少、漁業就業者の高齢化・減少、気候変動による海洋環境の変化等、直面する多くの課題に対応した実効性のある計画とすること。

２．ALPS 処理水海洋放出における対応

ALPS 処理水海洋放出については、風評影響を受ける事業者への支援や国内外における理解の醸成、国内消費拡大への取組、輸入規制強化の影響を受けた漁業者・水産関係者への事業継続支援を引き続き行うこと。

また、諸外国等による輸入規制強化措置の即時撤廃に向けた交渉を継続すること。

３．漁業経営安定対策の強化と人材の育成・確保

（１）漁業経営安定対策に必要な財源を確保するとともに、恒久的な制度とすること。

また、中東情勢の不安定化に伴う漁業用燃油・養殖用飼料等の価格高騰は、漁業経営に深刻な影響を及ぼすため万全の対策を講じること。

あわせて、ロシア産水産物の調達困難により大きな影響を受けている水産加工業者等に対する支援を継続すること。

（２）新規就業者の定着率が低位にとどまっていることを踏まえ、労働環境の改善、安全対策、漁業技術や経営管理能力に係る研修体制、漁業の担

い手の育成・確保、就業相談等の諸対策の拡充を図ること。

（3）漁業共済制度については、漁業者にとって有利かつ、より加入しやすい制度となるよう見直しを図ること。

（4）漁業者が代船建造等の設備投資や、漁獲対象種の転換や養殖への転換に取り組めるよう、漁業構造改革総合対策事業や、水産業成長産業化沿岸地域創出事業による支援を強化すること。

（5）漁業経営の効率化・安定化を図るとともに、国際競争力の強化のため、ICT、ロボット、AI等の新技術やビッグデータを活用したスマート水産業については、一層の活用に向けた研究・開発を強力に支援すること。

（6）特定技能外国人は現状の資格制度では海技士免許を取得できないことから資格制度の見直しを行うこと。

（7）漁業収益の減少等により遊漁船業との兼業が進み、漁協組合員が減少していることから正組合員資格の下限日数の見直しを行うこと。

（8）「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の更なる推進を図るとともに、プランに基づく漁業経営の安定、漁業所得の向上に向けた事業者の取組を強力に支援すること。

4．活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

（1）次期「漁港漁場整備長期計画」の策定に当たっては、防災・減災対策の強化や気候変動への適応及び漁場環境の保全等に万全の対策を講じること。

（2）海や漁港、漁村等の地域資源を活用した「海業」を積極的に推進し、漁村地域の持続的な発展を図ること。

（3）防災・減災の観点に立った海岸整備を強化するとともに、水産施設に対する減災事業への支援制度を創設し、小規模な漁港を含め、災害に強い漁業・漁村づくりを推進すること。

あわせて、今後の大規模災害に備え、「激甚災害法」の対象施設に定置網等を追加すること。

（４）自然災害が頻発する中、漁業者や加工業者が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画の策定や事業者間の情報共有体制の整備に係る支援を強力に推進するとともに、災害復旧に関する支援を拡充・強化し、生産基盤の復旧・復興を着実に実施すること。

（５）漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱な町村が多いため、漁村地域に対する支援を充実すること。

５．水産物の加工・流通・消費対策

（１）HACCP やトレーサビリティシステムの導入に対する支援を拡充するとともに、輸出の拡大に注力すること。

（２）水産物を用いた特産品開発や個別産地のブランド化等、水産業の６次産業化に対する支援を行うとともに、多様な消費者ニーズに応じた国産水産物の流通及び輸出促進のための環境整備を図ること。

（３）海洋生態系の放射性物質挙動調査を積極的に実施すること。

（４）学校給食等における魚食の拡充や情報発信により、国産魚食の普及を更に推進すること。

６．資源管理による持続可能な漁業・養殖業の確立

（１）養殖業成長産業化総合戦略における各種目標の達成に向けて、養殖技術や疾病対策に関する研究・開発を進め、生産性の向上を図るとともに、新たな需要創出・市場獲得に取り組み、国際競争力の強化と持続可能な養殖業を実現すること。

（２）内水面漁業・養殖業の振興を図るため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立等に努めるとともに、放流したさけ・ますの回帰率の低下原因の究明と資源増殖対策を強化すること。

（３）シラスウナギの漁獲量の増減に関する原因を究明するとともに、トレーサビリティ手法の確立やウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業を強力に推進すること。

　また、シラスウナギの密漁対策の徹底を引き続き図ること。

（４）漁獲証明制度の運用については、事業者の負担とならないよう最大限

配慮するとともに、対象となる魚種や製品の指定に際し、国際情勢や水産業者等の意見を踏まえて議論し、十分な説明を行うこと。

（5）近年、漁業関連法令違反件数が違法操業者のみならず、遊漁者を含めて増加傾向にあることから、密漁監視体制の整備や各取締機関の連携による取締りを徹底・強化するとともに、地域が取り組む監視活動に対し、技術的・財政的な支援策を拡充すること。

（6）外国漁船による違法・無謀操業に対する指導・取締体制を拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立を図ること。

（7）海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発及び漁獲体制や加工設備の転換費用といった魚種転換の取組に対する支援を拡充し、引き続き講じること。

（8）水産物の安定供給、経営の安定化等、水産業・漁村の振興に寄与する陸上養殖の推進を図ること。

また、陸上養殖に適した品種、設備、飼料の開発に対する技術支援、陸上養殖施設を対象とした保険、補償制度の整備を図ること。

7．貿易ルールの確立と海外漁場の確保

（1）CPTPP 協定、日 EU・EPA 等に関しては、速やかな情報提供を行うとともに、影響を受ける水産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性向上と競争力強化に向けた支援を着実に実施すること。

（2）水産物に関する国際交渉等においては、水産業の安定と発展に深刻な影響を及ぼす関税の引下げや、輸入割当制度（IQ 制度）等の非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

（3）資源管理の重要性が高まるマグロ類については、科学的資源評価を踏まえた国際的な資源管理に関するルールづくりを主導し、遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

（4）カツオの資源管理については、資源の回復による持続的利用と漁獲規制の導入等による秩序ある操業環境の構築を図ること。

（5）商業捕鯨については、資源管理・調査に係る技術開発を推進するとと

もに、鯨類の持続的利用を支援する国との連携、国際社会に対する働きかけを強化すること。

8．漁場環境の整備

（1）水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や磯焼け対策、海水中の栄養塩減少対策等への支援策を充実強化すること。

（2）漁業系廃棄物の処理及び再生に向けた取組を推進すること。特に、漁港等に放置されているFRP漁船等については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国において、実態把握と処理対策を早急に実施すること。

（3）クラゲやザラボヤ、トド、エイ等による漁業被害については、発生源対策や効果的な駆除方法を確立すること。

また、赤潮による被害の防止・軽減対策を行い、被害を受けた養殖業者の経営再開を支援する措置を講じるとともに、赤潮等でへい死した魚介類の処理に対する助成制度を創設すること。

20. 道路・河川、生活環境等の整備促進

（国土交通省・総務省・財務省・農林水産省・環境省）

町村を広く国民のふるさととして活性化し、安全・安心な住みやすい地域社会をつくるためには、道路、河川、生活環境等の整備を積極的に促進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の財源確保等

（１）社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、更新を含めた建設、改築が確実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。

また、重点配分の決定に際しては、町村の意見を十分反映すること。

（２）社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一部を財源とする個別補助制度については、交付金とは別枠で財源を確保するとともに、町村が社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金を活用して実施する事業に影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

２．道路の整備促進

（１）長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、新たな財源を創設すること。

（２）災害時の代替ルート確保や住民の利便性の向上、地方創生等の推進のため、高規格道路のミッシングリンクの解消や、一般国道及び都道府県道の整備並びにこれらとの連携強化を図るための市町村道の整備を促進することにより、道路ネットワークの機能強化を図ること。

（３）地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要額を確保

すること。

（４）防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ、橋梁、トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援や財政措置を充実強化すること。

３．河川等の整備促進

（１）治水は防災・減災の観点において国の重要施策である。町村が堤防強化対策等の事前防災対策をはじめとする流域治水事業を計画的に実施できるよう、その意義の周知を図るとともに、必要な財源を安定的に確保すること。

また、国が管理する河川改修等の事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

（２）整備が立ち後れている町村の海岸事業を重点的に推進すること。

４．水道施設・汚水処理施設の整備促進

（１）水道施設の整備促進

① 耐震性及び安全性強化のため、水道施設の整備を促進すること。

また、給水人口の減少に伴うダウンサイジング等の再構築事業や老朽化対策のための施設の点検及び更新に係る費用等に対する財政措置を充実強化すること。

② 簡易水道の布設は、脆弱な町村財政を逼迫させているため、補助率の引上げを含め補助制度を拡充すること。

③ 水道スマートメーターの導入を推進するとともに、導入やメーター交換にかかる経費について財政支援を充実強化すること。

（２）汚水処理施設の整備促進

① 整備が立ち後れている町村の下水道整備について必要な予算措置を講じること。

また、今後、下水道施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、点検や改築に係る国による支援を継続するとともに、必要な予算措置を講じること。

特に、管路施設の更新に対する技術的・財政的支援を強化すること。

なお、国の要請に基づき特別に実施する下水道管路の調査・点検に要する経費については、全額国費負担とすること。

② 農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業等について必要な予算措置を講じるとともに、公共下水道や集落排水施設への接続にかかる費用についても助成措置を充実強化すること。

（3）今後の大規模地震に備え、水道施設、汚水処理施設の耐震化に対する財政措置を充実強化すること。

5．上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

（1）上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携協力体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

（2）高料金水道に対する財政措置を充実強化すること。

（3）人口減少を踏まえ下水道区域の見直しを行う町村において、集合処理から個別処理への転換を円滑に実施できるよう、財政措置を充実強化するとともに、施設の廃止に伴う財産処分の承認基準を緩和すること。

21. 地域商工業振興対策等の推進

（経済産業省・農林水産省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省）

地域商工業は、人口減少に伴う需要の縮小や後継者問題等の構造的な課題に加え、昨今の中東情勢の不安定化等に伴う、燃料や原材料、仕入れ価格の高騰等、収益環境は一段と厳しさを増している。

さらに、資材等の供給不安や価格高騰が住民生活全般にも広く影響を及ぼしていることから、安定供給の確保と流通の円滑化に向け、実効性ある対策が必要である。

よって、国は、地域商工業が今後も雇用を守りつつ、事業を継承し、持続的に発展できるよう、次の事項を実現すること。

１．国際情勢等を踏まえた地域商工業対策の拡充

（１）中東情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高騰は、燃料や原材料、仕入れ価格の上昇を招く等、地域商工業の収益環境を著しく悪化させることから、地域商工業を底支えするため、燃油価格の補填や金融及び税財政措置等、あらゆる対策を積極的に講じること。

（２）飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに伴い、影響を受ける食品事業者、外食事業者に対し適切な支援を講じること。

（３）地域経済の回復・再生に向け、総合経済対策を着実に実施するとともに、これまでの地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続し、その拡充を図ること。

また、多くの企業が積極的な賃上げを実施している中で、価格転嫁の遅れや米国による関税措置の影響で賃上げに踏み切れない中小企業の不安を取り除くため、国において有効な対策を講じること。

（４）小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、地域商工業の活性化や災害への対応力強

化、担い手の確保・育成等、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援や、事業支援内容の周知等を含め、伴走型支援を着実に実施すること。

（5）サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」実現のため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」や「受託中小企業振興法」を事業者が遵守するよう、関係機関による指導及び助言を徹底すること。

（6）人口減少下においても、地域における小売や物流、エネルギー、交通等生活に不可欠な地域の社会機能を維持するために創設された「認定エッセンシャルサービス制度」の運用に当たっては、事業者及び事業計画の認定事務を担う自治体に対する周知、助言等の支援を強化すること。

（7）事業承継・引継ぎの促進と円滑化のため、事業承継税制や補助金等による支援をはじめ、事業承継・引継ぎ支援センターによるニーズの掘起こしやマッチング等幅広い支援を継続すること。

また、コロナ禍で中小企業向けに実施された「ゼロゼロ融資」の返済対策や、経営改善や事業の再構築に向けた支援を強化すること。

（8）中小企業等の持続的な経営に向け、IoT 技術の導入、設備投資、販路開拓等による生産性向上に向けた取組や、消費者ニーズ・社会情勢に対応した新分野展開や業態転換、海外展開等への支援を一層強化すること。

（9）適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、免税事業者が不利益を被らないよう、特例措置の継続等、適切な措置を講じること。

(10) 中小企業等の資金需要への機動的な対応を図るため、信用保証や融資制度等による支援を拡充・強化すること。あわせて、申請時の手続きの簡素化を図ること。

また、近年の情勢により債務が増大している中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援や返済猶予、債務減免等を含めた強力な支援策を講じること。

(11) 農商工連携を促進させるため、生産、加工・流通、研究・事業化等の各段階において、きめ細かい支援策を拡充すること。

(12) 商店街において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行等、地域商業の活性化の取組が一層推進されるよう、地域未来交付金等、必要な税財政措置の拡充を図ること。

(13) 自然災害が頻発する中、中小企業等が被災により経営を断念することのないよう、事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定等に対する支援を強力に推進すること。

2．企業立地の推進と地域産業の育成

（1）企業の地方等への投資拡大を図るため、開発規制の見直しによる土地利用調整の円滑化や、交通インフラの整備等を推進すること。

（2）地域の事業者が潜在能力を活かし地域経済に寄与できるよう、産学官金連携や産業集積、地域イノベーションの創出に対する支援を充実させること。

また、地域資源を活用した地場産業の付加価値向上や販路拡大など、地域独自の取組を幅広く支援すること。

3．外国人材の受入れ体制の拡充

（1）外国人材の受入れについては、「出入国管理及び難民認定法」及び「育成就労法」に基づく適正な雇用推進のため、制度の周知や相談体制を充実させること。

（2）「外国人材の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、外国人労働者の人材育成の取組や受入れ企業に対する支援を推進すること。

4．消費者行政の推進

（1）地方消費者行政強化交付金は、町村の消費者行政を推進する上で不可欠であることから、十分な所要額を確保すること。

また、消費生活相談のDX化においては、システム移行で混乱が生じぬよう丁寧な説明や財政支援を講じること。

（２）放射能関連の風評被害対策については、放射性物質に関する情報発信や、被災地の農林水産物の魅力等の広報活動などに積極的に取り組む対策を講じること。

（３）食品寄附ガイドラインについて、関係団体・事業者への周知を図るとともに、食品ロスの削減に向けた実効性のある取組を支援すること。

また、食品ロス削減推進計画を定めようとする市町村への支援と、策定数増加のため情報提供等を行うこと。

５．公益通報体制の整備について

企業や地方公共団体・国民に対し、指針やガイドラインを踏まえた通報制度の改正内容等の周知徹底を図るとともに、公益通報の対応等について相談・助言等を行う体制の充実強化を図ること。

22. 観光施策の推進

（国土交通省・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・環境省）

地域への経済波及効果の高い観光産業の活性化に向けて、旅行者の受入環境整備や地方への誘客の強化は急務である。我が国の観光需要が高まるなか、それぞれの地域が豊かな自然・文化・歴史等、特色ある観光資源を活かし、国と地方は一体的な連携をもって、「地方誘客のより一層の促進」、「持続可能な観光の推進」に戦略的に取り組む必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．旅行者の受入環境の整備等

（１）訪日外国人旅行者の快適な旅行を実現し、災害時においても必要な情報伝達が可能となるよう、多言語による情報提供機能の強化、公衆無線LANの更新も含めた整備、キャッシュレス決済の普及、トイレ環境の整備等の取組に対する支援を充実強化すること。

（２）駅等主要交通拠点から観光地への交通アクセスの整備や現地での移動手段の確保等、訪日外国人を含む旅行者の移動の利便性向上のための支援を講じること。

（３）オーバーツーリズムの未然防止や自然環境・文化等の地域資源の保全・活用等の受入環境整備の取組を支援し、持続可能な観光を促進すること。

（４）地域独自の知恵・技の伝承や地域の魅力増進・情報発信に貢献する人材、地域に密着したガイドや語り部等の人材養成やその活動を応援する仕組みの構築を検討するなど、地域の観光産業の活性化のため、多種多様な観光人材の確保・育成をより一層推進すること。

（５）町村が行う誘客キャンペーンや物産品イベント等に対し、積極的に財

政支援を行うこと。

（６）過疎・離島等の条件不利地域において、災害時に情報格差が生じることのないよう、公衆無線ＬＡＮの整備・維持管理の経費に対し、必要な財政上の措置を講じること。

２．観光振興施策の推進・支援

（１）農山漁村の景観や生活文化等、地域に潜在する観光資源を発掘し、農山漁村の価値の再発見や向上を図るための諸施策を一層推進すること。

（２）地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。

（３）テレワークを活用したワーケーションやブレジャー等、新しい旅のスタイルの普及・定着を国においても一層推進すること。

（４）地域特性を活かした観光施設の再生や、地域文化財の保存及び観光事業への活用により伝統文化の維持・継承を図るための施策に対し、支援を強化すること。

（５）公共交通機関との連携に向けた取組を支援するとともに、景観・環境・安全に配慮した基盤整備等、観光インフラの重点的かつ先行的な整備を推進すること。

（６）国立公園等の滞在型・高付加価値観光の推進や、ジオパーク・エコパーク等を活用した地域活性化に関連する取組に対し、積極的な支援を行うこと。

　また、国立公園等に設置された利用施設について、修繕等を行う自治体への財政支援の強化や国主導での改修等を推進することとし、国際観光旅客税の使途拡大を図るなど財源確保に努めること。

（７）休暇の連続取得や取得時期の分散を国を挙げて促進すること。

（８）観光政策は多くの省庁に関わることから、それぞれの施策が有機的に連携して効果を上げることができるよう、政府全体として一元的に調整

し、地方団体に情報提供すること。

（９）普通交付税の算定に当たっては、観光地所在町村の財政需要を反映した単位費用や補正係数の引上げを図ること。

特に、消防費、下水道費、清掃費等の補正要素として、観光入込客数を考慮したものを用いるなど、充実強化を図ること。

(10) 観光入込客統計の共通基準については、町村が各地域の実態を的確に把握・比較し戦略的な観光政策を行えるよう、また、普通交付税の算定に使用できるよう、都道府県単位のみならず市町村単位での基準を整備すること。

(11) 国際観光旅客税については、自然資源・文化資源を活用した観光振興や地方誘客・観光需要の分散に資するプロモーション等、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

３．大規模震災等からの復旧・復興の促進

（１）災害によって損傷した観光資源の修復に対し十分な支援を行うとともに、復興ツーリズムの推進や教育旅行の促進等、観光振興による被災地の活性化、復興支援を精力的に進めること。

（２）原発事故による観光業への風評被害については、万全の対策を講じるとともに、損害実態に見合った賠償が行われるよう、迅速かつ適切に対応すること。

（３）令和６年能登半島地震及び令和８年熊本地震により、観光需要が落ち込んでいる地域を支援するため、観光需要喚起策を強力に促進すること。

23. 町村消防の充実強化

（総務省・財務省）

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．大規模災害対策等の推進

（１）防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備について、財政措置を充実強化すること。

（２）緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防防災施設整備費補助金の充実強化を図ること。

（３）林野火災に対する総合的対策を推進すること。

２．消防の広域化に伴い必要となる経費に対し所要の財政措置を講じるとともに、消防の連携・協力に関する多様な取組に対しても財政措置の充実を図ること。

３．地域防災力を一層強化するため、消防団及び自主防災組織等の装備の充実等活動環境の整備に係る支援を拡充すること。

４．消防団の安定的な運営を図るため、消防団員の報酬等に係る財政措置を充実強化すること。

５．消防用船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の特例措置を恒久化すること。

24. 暴力の根絶と安全・安心のまちづくりの強化

（総務省・警察庁）

住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪等のあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等を図ることは緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．総合的な銃器犯罪対策の推進に対する適切な措置を講じること。
2．行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。
3．誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心のまちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

25. 参議院議員選挙における合区の解消及び公職選挙制度の改善

（総務省・財務省）

1．参議院議員選挙における合区の早期解消について

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、累次の合区による選挙が実施された。

これらの選挙において、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害は明らかである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現すること。

2．公職選挙制度の改善等について

（1）区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善を図ること。

（2）選挙当日の投票時間については、地域の実情に応じ、市町村選挙管理委員会の判断で弾力的に運用できるようにすること。

（3）期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず、短縮できるようにすること。

また、宣誓書については、投票所における職員配置等の事務負担を軽減するため廃止すること。

（４）選挙期間の長い選挙については、事務負担軽減等を図るため、期日前投票期間の短縮等を検討すること。

（５）期日前投票期間における早期の選挙公報を実現するため、インターネット活用等も含め必要な制度改正等を検討すること。

（６）地方公共団体の選挙における電子投票制度の導入の判断に資するよう、電子投票制度に関する周知・啓発を図ること。

また、国政選挙において、自治体が電子投票の実施を選択できるよう、制度化を図ること。

26. エネルギー対策の推進

（経済産業省・財務省・農林水産省・環境省）

中東情勢の不安定化など、エネルギーを取り巻く国際情勢が大きく変化する中、エネルギー安定供給の確保は、最優先課題である。

また、第７次エネルギー基本計画では、主力電源として再生可能エネルギーの最大限導入を図り、2040 年における電源構成において４割から５割程度を目指すとしている。

その実現に向け、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、地域における再生可能エネルギー等の着実な導入に資するよう、対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

１．安定的なエネルギー需給構造の確立

省エネルギーの推進、脱化石燃料、再生可能エネルギーや水素の導入拡大、メタンハイドレート等の国内資源開発の推進等により、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

２．電気・ガス価格対策について

電気料金等の光熱費については、国際情勢の不安定化により、今後の見通しが不透明な状況にあることから、電気料金等の高騰を抑え、国民の負担軽減につながるよう、電気・ガス料金負担軽減支援事業を継続すること。

３．第７次エネルギー基本計画について

エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入促進に向け、万全を期すとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこと。

４．再生可能エネルギーの利活用等を通じたエネルギー自給率の向上

（1）町村に存在する豊富な再生可能エネルギーの利活用等、エネルギー自給率の向上に向けた実効ある対策を講じること。

（2）地産地消型のエネルギーシステム構築や、水素利活用をはじめとする脱炭素技術の導入支援等により、地域活性化を促進するとともに、災害時におけるエネルギー供給の確保のため、地域による小規模な取組も含めた積極的な導入支援や、十分な財政支援措置を講じること。

（3）再生可能エネルギーの導入促進・加速化のため、電気事業法における自家消費の取扱いについては、例えば「同一構内要件」の弾力的な運用等、各地域の実情を考慮すること。

（4）「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に基づく各施策を、着実に実行すること。

（5）太陽光発電、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の立地について、地元自治体との協議や、地域住民への説明プロセスを認定手続きに位置付ける等、不適切事例の発生防止を徹底すること。

　また、地域における環境保全・防災の観点から、保安規程の届け出など、地域の実情に配慮した事業の実施を徹底させること。

（6）太陽光発電施設、風力発電施設等の再生可能エネルギー施設の事業終了後の設備撤去・処分について、事業計画策定ガイドライン等に基づき、地元の負担とならないよう、関係府省が連携し事業者に適切な処理を徹底させるとともに、太陽光発電設備の廃棄等費用について、廃棄等費用積立制度を着実に運用すること。

（7）再生可能エネルギーの最大限の導入のためには、系統制約への対応が不可欠であることから、配電系統に係るノンファーム型接続の適用を早期に実現するとともに、配電系統の設備増強について財政支援を講じること。

（8）森林資源を活用した木質バイオマス発電事業については、発電に要する諸経費の高騰により、経営が厳しくなっていることから、支援策を講じること。

（９）地域主導による小水力発電の導入促進について

開発ポテンシャルの高い、地域主導による小水力発電の導入促進に向け、ポテンシャルの再調査や、計画から運転開始までの支援体制の構築、設備機器類の標準化・汎用化、水利権等、規制の在り方の抜本的な見直しを行う等、国主導による総合的な対策を講じること。

５．電源三法交付金制度の周知・充実について

（１）水力交付金を法律に基づく恒久的な措置とすること。また、最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

（２）電源三法交付金制度については、電力安定供給に資するための施策であることを国民に周知し、その充実を図ること。

（３）交付金の対象施設については、全ての核燃料物質加工施設、原子力発電関連研究施設等を加えるとともに、原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針を踏まえ、その対象地域を拡大すること。

６．高レベル放射性廃棄物の最終処分等について

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、国が責任を持って国民への理解醸成を図ること。

また、核燃料サイクル政策については、展望を明らかにした上で、国民理解の醸成を図ること。

27. 過疎対策等の推進

（総務省・内閣府・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）

税源に乏しく財政基盤の弱い過疎地域の町村は、極めて厳しい財政運営を余儀なくされているが、基幹産業である農林水産業の担い手不足、耕作放棄地や荒廃森林の増加、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止による地域公共交通問題、情報通信格差の拡大、維持困難な集落の増加など、今なお多くの課題を抱えている上に、災害に強い安全・安心な地域づくり等の新たな課題も顕在化している。

こうした厳しい状況に直面している中においても、過疎地域は、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等、国民生活にとって極めて重要な役割を果たし続けている。このような公益的・多面的機能は、過疎地域に人が住み、持続的に維持されることによって発揮されるものであり、未来の世代に確実に引き継いでいく必要がある。

よって、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

１．暮らしと産業を支える施策の推進

（１）医療の確保、地域公共交通の確保、買い物弱者対策、子育て支援対策、教育環境の整備や生活道路、水道などの整備を推進し、住民が安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。

（２）情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正、住民の生活の

利便性の向上、産業の振興、地域公共交通の活性化及び再生、物流の確保、医療及び教育の充実等を図るため、5G 導入のための特定基地局、光ファイバ網、回線の高度化等、情報通信基盤の整備を促進すること。

（３）災害時の代替ルートの確保や過疎地域の活性化、都市との交流の促進等を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。

（４）農林水産業、地場産業、観光業等地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、企業の進出、起業等に係る税制特例や金融措置を充実強化すること。

２．人材の育成・確保と地域の活性化

地域社会の担い手となる人材の育成を図るとともに、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出、多様な主体の協働等によって多様な人材を確保し、地域社会の活性化を図ること。

３．規制の見直し・緩和

地域公共交通の維持、専門職の配置等、過疎地域特有の課題に円滑に対応するため、全国一律の規制等について、見直し・緩和を行うこと。

４．財政・税制上の措置の充実・強化等

（１）過疎地域の多様な財政需要に対応するため、物価上昇等の社会経済情勢を考慮した上で、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げること。

また、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。

（２）過疎地域における地方税の課税免除等に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。

（３）過疎地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

5．辺地対策の充実・強化

辺地対策事業債は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとって、住民に身近な事業を実施するための貴重な財源となっていることから、地方債計画額及び対象事業を拡充するとともに、人口減少に伴う辺地地域の人口要件の緩和を行うこと。

6．燃料供給体制の確保・維持

町村におけるガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のみならず、移動手段を持たない高齢者等への冬場の灯油配送など不可欠な役割を担っていることから、地域の燃料供給体制を確保・維持していくため、安定的に事業を継続できるよう万全な支援措置を講じること。

28. 豪雪地帯の振興

（国土交通省・総務省・農林水産省・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省）

豪雪地帯は、冬期の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進するとともに、道府県計画の策定を促進すること。
2．「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を確実に実施すること。
3．豪雪地帯安全確保緊急対策交付金については、地域の除排雪体制の整備等が着実に実施できるよう、長期安定的に必要な財源を確保すること。
4．雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。
5．豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として指定されていない地域においても、異常気象による大雪により集落の住民生活が脅かされる事態が発生していることから、地域の実態を調査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ道路対策、雪害防止対策の強化、迅速な復旧体制の確立等に万全の対策を講じること。

29. 半島地域の振興

（国土交通省・総務省・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）

半島地域は全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行しており、依然として交通基盤、産業基盤、生活環境、通信体系の整備等の面で多くの課題を抱えている現状にある。

また、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多く、自然災害による被害を受けやすい地形であることから、防災・減災対策の強化も急務である。

このような課題を克服し、半島地域における安全で安心な住民の生活を確保し、定住の促進を図る観点から産業振興や企業活動に関わる対策を講じ、地域住民の生活の向上を図るため、各種施策を推進し半島地域の振興を進めるとともに、半島防災に係る取組を着実に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．半島振興法に基づき策定された各半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点に立った各種事業に係る支援施策を講じること。
2．半島地域は地震、津波、風水害、土砂災害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通及び情報の途絶の危険性が高いため、救助体制の充実や避難施設、衛星携帯電話等の整備を推進すること。
3．半島振興及び災害対策上重要な半島循環道路等の整備を推進すること。
4．半島地域の豊かな自然環境や農山村資源を活用したカーボンニュートラルの実現に向け、バイオマス、風力、太陽光、小水力及び地熱等の再生可能エネルギーの導入及び送電網の強化等の利活用に対する支援措置を拡充すること。
5．産婦人科医や救急救命医等の医師不足が深刻化していることから、地域

医療が十分に提供できる体制を構築すること。

6．半島地域における地域特産物の開発及びECサイト等を活用した販売促進、技術指導、調査研究に対する支援を積極的かつ継続的に推進すること。

7．財政・税制上の措置の継続

（1）半島地域における地方税の不均一課税に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。

（2）半島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

30. 離島地域の振興

（国土交通省・総務省・内閣府・防災庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省）

離島は、我が国の領域・排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

一方、離島を取り巻く諸条件は依然として厳しく、過疎化･高齢化に加え、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者等の不足等もあいまって、近年、離島の定住環境は著しく悪化してきているのが現状である。

このため、離島の自立的発展の促進や島民が安心安全に住み続けることができるよう、幅広い総合的な対策を講じる必要がある。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．離島振興関係予算の所要額を確保すること。

特に、「離島活性化交付金」については、事業計画に基づく事業等の実施に支障が生じることのないよう所要額を確保するとともに、弾力的な活用が図られるものとすること。

また、各種補助事業の採択に当たっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になることや、受益面積に限りがあるなどの課題が生じているため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。

2．離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であることから、必要な支援を行うとともに、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め、支援の在り方について検討すること。

3．離島における全ての移動及び流通コストを本土並に低減する方策を講じること。

4．医師等医療従事者の確保、円滑な派遣制度を早急に確立するとともに、病院・診療所等の整備、救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

また、離島住民が島外医療機関を受診せざるを得ない場合の交通費や宿泊費について、補助制度を創設すること。

5．離島における水不足の解消対策を推進すること。

6．老朽化した一般廃棄物処理施設等の再整備に係る補助事業については、広域処理が困難な離島の特性を踏まえ、独自の補助率の嵩上げ措置等を講じるとともに、ごみ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に対しても適切な措置を講じること。

7．離島における石油製品の供給施設の整備に対する財政支援措置を拡充すること。

8．離島が四方を海等に囲まれているなど厳しい自然条件の下にあることを踏まえ、災害を防除し、島民が孤立することを防止するため、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災のための住居の集団的移転の促進等、総合防災対策の充実を図ること。

9．離島特別区域制度については、その制度の詳細設計を定めた新たな法制を早急に整備すること。

10.「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき創設された「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、必要な予算を確保するとともに、対象事業の拡充を図ること。

11. 離島地域における地方税の課税免除等に伴う、地方交付税による減収補填措置を延長すること。

12. 離島地域における工業用機械等に係る所得税及び法人税の割増償却制度を延長すること。

31. 人権擁護の推進

（法務省・内閣府・総務省・厚生労働省・国土交通省）

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るとともに、生活環境の整備、住環境整備等の物的事業を改善するため、国は次の事項を実現すること。

１．人権擁護の推進

（１）差別解消のために制定された以下の３法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策をより一層推進するとともに、町村が実施する相談体制の強化、教育の充実、啓発活動の取組を円滑に実施できるよう、財政措置の充実を図ること。

① 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

② 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

③ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

（２）インターネット上の人権侵害を防止するため、実効性のある対策を講じること。

（３）人権擁護委員の担い手を確保するため、活動内容の周知・啓発を図るとともに、委員活動費の増額や委員報酬の在り方を検討するなど必要な措置を講じること。

２．戸籍謄本等の不正取得による人権侵害の防止

（１）戸籍謄本等の不正取得の防止を強化するため、関係団体に対し、改正戸籍法の趣旨を踏まえ、職務上請求書の適正使用及び戸籍謄本等の厳正な取扱いについて、より一層の徹底を図ること。

（２）戸籍謄本等の不正取得防止の観点から、職務上請求の在り方や不正取得した場合の罰則を強化するなど、制度の抜本的な見直しを検討すること。

また、監督官庁による懲戒等の処分が統一的に実施されるようガイドラインを策定すること。

（3）戸籍謄本等が第三者から請求・取得された場合の本人通知制度を早期に法制化するとともに、それに伴う財政措置など実効性ある措置を講じること。

3．地域改善対策の推進

（1）「地対財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、適切な措置を講じること。

（2）隣保館整備費や運営費に係る財政措置の充実を図ること。

（3）住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、係る財源は国の負担とし、償還完了まで実施すること。

（4）公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

（5）地域改善対策等によって建設、整備した各種施設を町村が地域に譲渡等をする際に支障となる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

32. 米軍機による低空飛行訓練について

（外務省・防衛省）

米軍が日本において行う低空飛行訓練は、休日昼夜を問わず断続的に実施され、機体から発せられる轟音により、住民生活に大きな支障が生じている。

国は、その責務として、事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないよう、適切に対応すること。

33. 北方領土の早期返還

（内閣府・内閣官房・外務省）

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国は強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現を図ること。

34. 竹島の領土権の確立

（内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省）

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるよう、国は更に強力な外交交渉を行うこと。

また、国の啓発施設の建設等により、広報啓発活動を充実強化すること。

35. 尖閣諸島海域における領海侵犯

（内閣府・内閣官房・外務省・農林水産省・国土交通省）

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。

国は、その周辺海域において、監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じるとともに、尖閣諸島及び周辺海域における領海侵犯に対し、毅然たる態度をとること。

36. 国民保護・安全対策等の推進

（内閣官房・総務省・外務省）

北朝鮮による我が国の領土・領空を通過、又は排他的経済水域（EEZ）内に落下する弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障に対する重大な脅威であり、国民に多大な不安と恐怖を与えている。

また、日本人拉致問題については、発生から既に40年以上が経過し、被害者及び家族の高齢化が進む中で、早急な解決が求められている。

よって、国は次の事項を実現すること。

1．北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し、毅然とした姿勢で臨むとともに、ミサイル発射時における適切な情報伝達、具体的でわかりやすい避難行動の周知など国民の安全・安心を守るために必要な、あらゆる実効性のある対策を講じること。

2．国は、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、拉致問題の早急な全面解決のために最大限努力するとともに、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、積極的な啓発活動を行うこと。